

三春町国土強靱化 地域計画

第2期 (令和7年度～令和11年度)

つよくしなやかな
まちづくりをめざして



目 次

第1章 計画策定の趣旨、位置づけ

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2

第2章 計画策定にあたって

1 第1期計画の評価	3
------------	---

第3章 強靱化の基本的な考え方

1 基本目標	10
2 事前に備えるべき目標	10
3 強靱化施策の展開報告	10

第4章 地域の特性

1 地域特性と災害の記録	12
（1）位置及び面積	12
（2）自然的特性	12
（3）地勢	12
2 被害の想定となる大規模自然災害	12
（1）豪雨・暴風雨等（洪水・土砂災害）	12
（2）地震	14

第5章 脆弱性評価・施策プログラム（強靱化のための課題整理と施策）

1 脆弱性評価	15
（1）脆弱性評価の考え方	15
（2）リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	15
2 強靱化のための施策プログラム	16
（1）施策プログラムの考え方	16
（2）施策プログラムの推進	16
（3）SDGs（Sustainable Development Goals）との協調	19
3 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム	20

第6章 計画の推進管理

1 計画推進にあたっての留意事項	66
（1）町民や企業との連携	66
（2）地域間の連携	66
2 計画の進行管理	66

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、農業用ダムの決壊、堤防や港湾施設の壊滅的被害など、産業・交通・生活基盤において、県内全域に甚大な被害をもたらした。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）は、若い世代を中心とした県外への人口流出や県内全域のあらゆる産業に及ぶ風評を発生させるなど、県の基盤を根底から揺るがす事態を引き起こした。

こうした中、大規模自然災害等に備えることを目的として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法

（以下「基本法」という。）」が制定され、国は、平成26年6月に基本法第10条の規定に基づく国土強靭化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、平成30年12月、令和5年7月に社会情勢の変化や、策定後の災害から得られた知見などを反映し、変更が行われた。また、福島県では平成30年1月に「福島県国土強靭化地域計画」を策定し、令和元年東日本台風等の検証等を踏まえ、令和2年度に計画の全体見直し、令和4年度に一部見直しが行われた。

三春町においても、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、強靭な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、令和2年9月に「三春町国土強靭化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定した。

今回、国、県の計画の改訂への対応や、三春町における強靭化の取組を一層強化するため、「第2期三春町国土強靭化地域計画」を新たに策定する。

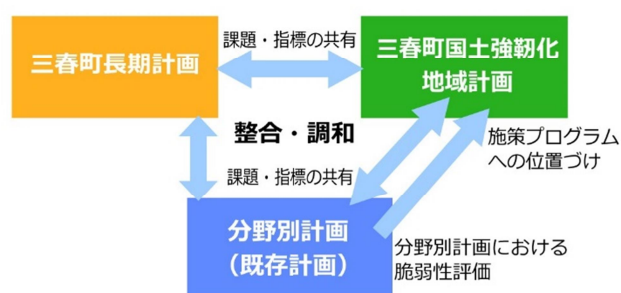


2 計画の位置づけ

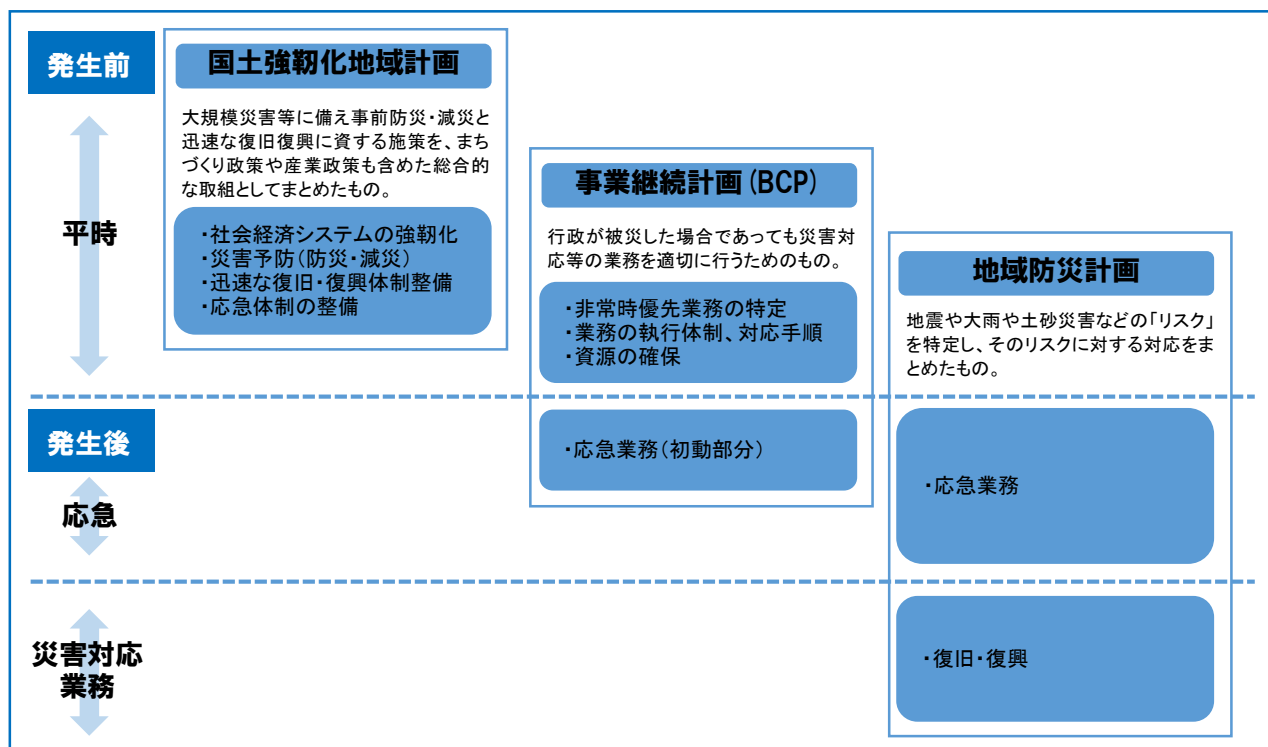
本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、「三春町長期計画」や「三春町地域防災計画」をはじめとする既存の「分野別計画」との整合性や調和を図りつつ、「強くしなやかなまちづくり」という観点において、それぞれの計画に位置づけられている事業を推進していくものである。

また、災害発生前後における本計画、業務継続計画及び地域防災計画の位置づけは次のとおりである。

【位置づけ】既存計画を活用し地域計画を策定



【発災前後における計画の位置づけ】



3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和7年度から令和11年度までの概ね5年間とする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。



(東日本大震災時避難所となったまほらの様子)



(令和元年台風19号での土砂崩れの様子)



(R2.7大雨時の河川の様子)



(令和4年福島県沖地震災害対策本部設置の様子)

第2章 計画策定にあたって

1 第1期計画の評価

第1期計画は、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、令和2年度から令和6年度までを計画期間として、8つのカテゴリーに分けて施策プログラムを設定し、強靱化対策を進めてきました。

この期間の施策プログラムの評価については、それぞれの成果指標の達成状況を踏まえ、現状の課題や成果を整理し、第2期計画の取組みに反映させていきます。

※第2期計画では8つのカテゴリーを6つに再編していることから、第1期対策の評価についても、これに併せて実施しています

※評価は、プログラムの実施状況により、A（75%以上の達成見込み）、B（50%以上75%未満）、C（25%以上50%未満）、D（25%未満）、E（制度や仕組みの変更により評価不能）の5段階で記載しています。

強靱化のための 施策プログラム名称		評価・実績
1 人命の保護		
1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生		
1-1-1 住宅・建築物等の耐震化	B	・「耐震改修促進計画」に基づく住宅・建築物の耐震化を推進したが、更に推進する必要がある。（耐震診断実施件数3件） ・現地建替に対する補助要件を拡充するなど耐震化を推進した。 ・防災拠点施設（庁舎）の建替及び旧庁舎の解体を行い、耐震化を完了した。
1-1-2 建築物等の老朽化対策	A	・管理が不適切な空き家等所有者に対して適宜、適正管理の指導・助言を行った。 ・空き家改修及び空き家除却事業により、事業期間中22戸の空き家の利活用を図った。 ・公共施設においては、長期修繕計画により計画的に修繕を実施した。 ・校舎及び体育館のトイレを、和式から洋式に改修を行った。
1-1-3 避難場所等の指定・整備	B	・防災ハザードマップを各戸に配布し、避難所の場所や避難行動の周知を図った。 ・町防災訓練において避難所設置・運営訓練を実施するとともに、各地区における防災訓練の支援を行った。 ・指定避難所施設のトイレの多目的化については整備が進んでおらず引き続き推進する必要がある。
1-1-4 緊急輸送道路等の整備	B	（緊急輸送道路等の整備） ・通行に支障がある立木伐採や除草業務のほか、舗装については緊急的なポットホールの補修から計画的に全面改修を実施するなど、道路維持に努めた。 （緊急輸送道路等の無電柱化） ・占用制限に向け、警察との協議が必要である。

強靱化のための 施策プログラム名称		評価・実績
	1-1-5 宅地の耐震化（大規模盛土造成地等の対策）	A ・変動予測調査を行い、滑動崩壊により大きな被害が生じる恐れがある盛土箇所はなかった。 ・大規模盛土造成地マップをホームページに掲載した。
	1-1-6 地域防災活動、防災教育の推進	B ・防災士の育成を図った。（防災士69名） ・各地区における「地区防災計画」の普及推進を図った。（7地区／13地区） ・消防団員の現場での活動環境向上のため、防火衣の更新等を実施した。 ・学級活動や総合的な学習の時間において地域防災を学ぶ時間を設定した。講師にまちづくり協会や学校運営協議会の委員など迎え、地域の教育力を活用した。 ・職員・自主防災会長を対象とした避難所運営訓練を実施した。 ・消防団員減少を食い止めるため、新入団員の確保事業に取り組む必要がある。
	1-1-7 高齢者等の要配慮者対策（避難行動要支援者対策）	A ・避難行動要支援者名簿については、常に最新の情報に近づけられるよう、高齢者世帯の状況や個人の介護度などを常に把握し、3ヶ月に1回更新するなど工夫した。 ・個別避難計画についても、避難行動要支援者名簿とリンクするようDX化を進め、より個人への支援が円滑に出来るように体制を整備した。また、社会福祉協議会と連携しデータの更新、情報共有を図り有事に備える体制を整備した。
	1-2 異常気象等による広域のかつ長期的な浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全	
	1-2-1 浸水ハザードマップの作成	B ・浸水ハザードマップを更新し町内全戸に配布した。 ・令和6年度に八島川、御祭川の浸水想定区域が指定されたため、ハザードマップを更新する必要がある。
	1-2-2 河川改修等の治水対策	B ・福島県に桜川河川改修（下流工区）の事業促進を要望し、R2年より事業が開始された。工事着工に向け、更に推進していく必要がある。 ・三春管内を流れる5つの河川について県と連携し草刈りや堆砂除却の維持管理に努めた。
	1-2-3 ため池の防災対策	A 人的被害の恐れがある11ヶ所のため池を防災重点ため池として位置づけ、防災重点ため池ハザードマップを作成した。
2 救助・救急活動等の迅速な実施		
	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
	2-1-1 物資供給等に係る連携体制の整備	A （物資供給等に係る連携体制の整備） 各種団体との災害協定の締結を推進した。（計画期間中の新規協定：7件） （遠方の自治体との災害時応援協定の締結） 愛知県尾張旭市、愛西市、岩手県一関市と協定を締結しており、連携の強化を図った。
	2-1-2 非常用物資の備蓄推進	B ・非常用物資の提供について町内商工業者等と協定を締結した。 ・飲料水の確保について、対策を進める必要がある。

強靱化のための 施策プログラム名称		評価・実績
2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞		
2-2-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化	A	・町民参加型の防災イベントを実施し、町民への災害時の意識呼びかけや関係機関と訓練を実施し、連携の強化を図った。 ・消防団や町職員を対象にAEDの操作方法などの救急講習を実施したほか、各自主防災会における防災訓練での講習会の開催等を支援した。 ・町職員の応急手当普及員の育成を図り、救命処置等の普及体制を構築した。（令和7年3月現在5名）
2-2-2 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備	B	・公共施設に配置してあるAEDのマップのデジタル化を実施した。今後、町内の各業者・各施設に配置してあるAEDについてもマップに反映していく必要がある。 ・防災行政無線の適正な維持管理に努めた。
2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺		
2-3-1 被災時の医療支援体制の強化	B	（被災時の医療支援体制の強化） ・「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づいた「田村医師会医療救護計画」がH23年度に策定されている。今後は関係者間での定期的な内容の確認作業が必要である。 （町立三春病院の医療の充実） ・三春病院経営強化プランや三春病院修繕計画に基づき、年次計画のもと修繕や更新を実施している。
2-3-2 災害時における福祉的支援	B	・個別避難計画を作成していない地区へは、区長や民生委員に対し説明会を実施し、作成に向け準備が進んだが更なる推進が必要である。 ・医療的ケア児の個別避難計画を作成するなど、特性にあった個別避難計画の作成を行った。 ・個別の避難支援プランの作成と平時における福祉的支援の担い手を確保する必要がある。
2-3-3 防疫対策	B	・予防接種法に基づく定期接種は適切な時期に勧奨や広報を随時行っており接種しやすい環境を整備している。今後、新型インフルエンザ等対策行動計画は改定を予定しており、最新の情報を取り入れ、関係機関と調整を図っていく。 ・3台の消毒機器については、毎年定期的に点検を行い適正に管理している。
2-3-4 災害時における高齢者施設の防災・減災対策	B	令和6年度においては、グループホーム1事業所において非常用自家発電設備が整備された。各事業所において施設機能維持のための設備等の整備が必要である。
3 行政機能の確保		
3-1 行政機能の大幅な低下		
3-1-1 災害対策本部機能等の強化	A	・災害対策本部設置訓練を適宜実施し、有事の際の初動体制の確認、関係機関との連携を確認した。 ・防災等の拠点となる庁舎を新築した。

強靱化のための 施策プログラム名称		評価・実績	
	3-1-2 行政の業務継続体制の整備	B	・毎年度、業務継続計画の更新を行い、事務事業の変化に対応した体制の構築を図った。 ・ポータブル蓄電池の導入を進め、災害時における災害拠点となる庁舎における電気等のライフラインのバックアップ機能の充実を図った。 ・全体的な業務継続計画でのICT担当部署としての業務継続の順位は定めているが、今後、個別システムごとの優先順位を定め、業務再開時期等を定めていく必要がある。
	3-1-3 広域応援・受援体制の整備	A	・令和5年3月に三春町災害時受援計画を策定し、円滑な受入を実施するための体制整備を図った。
4 経済活動の維持			
	4-1 物流機能等の大幅な低下		
	4-1-1 流通拠点の機能強化	A	・民間企業や団体と物資供給や流通拠点・資機材の提供に係る協定を締結し、物流体制の強化を図った。 ・関係機関と連携し、適宜緊急輸送路線の整備・確保等を図った。
	4-2 農地・森林等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下		
	4-2-1 森林の整備・保全	B	・森林所有者による施業が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備するため、意向調査や現地調査を計画的に進めている。また、「ふくしま森林再生事業」や「広葉樹林再生事業」を活用して、森林の有する多面的機能の維持向上に取り組んだ。今後、更なる整備・保全が必要である。
	4-2-2 農地・農業水利施設等の保全管理	A	・ため池の護岸工事や土砂浚渫工事、遮水シート張替工事、堰水路の補修工事等を計画的に整備・更新を行った。
5 情報通信機能・ライフラインの確保			
	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		
	5-1-1 防災拠点施設の機能確保	A	・特定建築物維持管理等業務を委託し消防設備や給排水設備などの点検を行った。
	5-1-2 情報システムの業務継続体制の強化	A	・耐用年数等の経過に合わせて、サーバ等の機器更新を計画どおり順次実施している。※ 推進計画を「e-みはるづくり情報化プラン」から「三春町DX推進計画」に変更。
	5-1-3 住民等への情報伝達体制の強化	A	・災害時の情報伝達手段として防災行政無線の他、防災メール、町公式LINE、HP等、様々な手段による情報伝達体制を整えた。

強靱化のための 施策プログラム名称		評価・実績
5-1-4 情報収集の手段や避難体制の強化	A	災害時の情報伝達体制として、引き続き、各自主防災組織の連絡体制を整備したほか、ロゴフォームによる災害報告などの伝達手法を整備した。
5-1-5 関係機関の情報共有化	B	・災害時の情報伝達訓練を実施し、伝達体制の整備・確認を実施した。 ・県総合防災情報システムを導入し、関係機関との情報共有を推進した。 ・災害対策本部や関係機関における情報共有の迅速化・効率化による的確な被害情報等の把握を行うため、被災者支援システムの導入を検討中
5-1-6 住民等の情報伝達体制の強化	A	・町公式LINEで災害情報等を随時発信している。 ・防災行政無線や防災メールなど多様な情報伝達体制を整備した。
5-1-7 通信施設等の防災対策	A	・国が進めるガバメントクラウドへの令和7年度からの移行を計画どおり進めており、基幹系システムの耐震データセンターでの利用やバックアップ体制の整備を行っている。 ・体育施設避難所用にも利用できるテレワーク環境を整備しており、避難所となった際も通信環境の確保が可能である。
5-1-8 観光客に対する情報伝達体制の強化	B	・外国人向けの災害パンフレットを整備し、情報発信を強化した。 ・情報発信と合わせ、ピクトグラム等による表示の検討が必要である。
5-2 エネルギー供給の停止		
5-2-1 再生可能エネルギー等の導入拡大	A	・県の補助金にて太陽光設備導入を推進した。 (太陽光補助件数/R2:22件、R3:26件、R4:26件、R5:28件) ・電気自動車、蓄電池、V2H等も県で推進した。
5-2-2 電力基盤の整備	A	・電気事業所と連携を図り、電力の安定供給を推進した。 ・ポータブル蓄電池の導入により災害時における公共施設の電力の多様化を図った。 ・防災拠点となる役場庁舎に非常用電源設備等を導入した。 ・災害時の機動力の確保と電源対策のため、電気自動車を導入した ・三春町地球温暖化実行計画や広報・SNSにて、事業者・住民に対して省エネ啓発を行った。
5-2-3 石油燃料等供給の確保	B	・福島県石油業協同組合田村支部、福島県LPガス協会郡山支部三春方部会と石油製品やガス製品の供給に関する協定を締結しており、引き続き協力体制の構築を進める必要がある。
5-3 食料の安定供給の停滞		
5-3-1 食料生産基盤の整備	B	・関係機関で構成する「たむらの新・農業人サポート協議会」及び「田村地方就農支援プロジェクト」等と連携し、就農相談会の実施や就農計画策定支援、農地・住居の斡旋など、就農希望者に対する総合的な支援を展開し、新たな担い手の確保、育成を図った。今後、更なる担い手の育成・確保が必要である。 ・中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、農業生産条件の不利な農用地約820ヘクタールにおける農地の維持保全や共同活動による水路、農道等の維持管理を推進した。

強靱化のための 施策プログラム名称		評価・実績	
	5-3-2 地場農産物の付加価値向上と販路拡大	A	・町産農産物の高付加価値化と農業所得の向上を図ることを目的とした「三春町6次産業化・農工商連携推進事業補助金」を制定し、6次産業化等に取り組む農業者等の支援を行った。
	5-3-3 農産物の産地備蓄の推進	A	・新たに福島さくら農業協同組合と食料品等の提供、物資輸送拠点の提供及び輸送に関する協定を締結し、協力体制を整備した。
	5-4 上下水道等の長期間にわたる機能停止		
	5-4-1 水道施設等の防災対策	B	・危機管理対策マニュアルに基づき、危機管理体制は図られている。今後は、訓練等を行い、実効性の確保について検証する必要がある。 ・施設の老朽化に伴う更新については、年次計画により実施している。 ・基幹管路の耐震化については、対応済みである。 ・浄水施設の耐震化については、今後調査を行い、耐震化の必要性について検証する。
	5-4-2 下水道施設等の防災対策	A	・下水道BCPに基づき、業務継続計画は図られている。 ・管路のみならず、処理施設も含めて年次計画により実施している。 ・処理施設の耐震化は対応済み、管路施設はレベル1の対応済み ・年40基程度の浄化槽を整備している。公共施設の合併処理浄化槽の設置は施設管理担当課と協議しながら推進する。
	5-5 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止		
	5-5-1 交通ネットワークの整備	B	(幹線道路の整備) ・国補助金や事業債を活用し計画的に舗装改修を実施した。 (地域公共交通体系の再構築) ・国補助金を活用した取り組みや三春町地域公共交通活性化協議会などの取り組みを通じ、災害時でも連携できる体制が取れた。 ・現在は公共交通全体像の見直しを行っているため、今後は災害時や非常時の体制についても協議を進めていく。
	5-5-2 道路施設の防災対策等	B	(道路施設の防災対策) ・耐震補強の必要な跨線橋2橋については、鉄道等の関係機関との協議が必要である。 ・毎年、国補助金を活用し町道橋80橋の定期点検(5年/回)を実施してきた。判定結果に基づき、早期の修繕措置に努めた。 (地下構造物の管理、空洞化対策) ・起債事業を活用し道路利用状況や地域における重要性等を踏まえ、計画に道路機能の回復及び維持に努めてきた。また、舗装補修では、寿命延命を図るため、費用対効果を検討したうえで新工法を採用した。 ・委託契約により道路の日常管理を行っている。また、町内の土木業者と工事単価契約を取り交わし、早期対応できるよう体制を整備している。 (街路樹の適切な整備、更新と維持管理) ・通行に支障のある立木や街路樹に対し、計画的に伐採や枝落としを行い道路沿線の整備に努めた。また、緊急時は道路補修員や町内業者により適宜対応し、道路通行に支障がないよう努めている。

強靱化のための 施策プログラム名称	評価・実績	
6 迅速な復旧・復興等		
6-1 災害廃棄物の処理 の停滞等による復旧・復興 の大幅な遅れ		
6-1-1 災害廃棄物の処理体制の 整備	C	・廃棄物の仮置場や発災時の初動対応など、より具体的な項目を盛り込んだ計画を策定予定であったが、改訂にいたらなかった。令和7年度に県内すべての市町村で策定する必要があるため、令和7年度中の改訂を行い災害に備えたい。
6-2 復旧・復興等を担 う人材の絶対的不足		
6-2-1 災害対応に不可欠な建設 業との連携（建設業者の 技術力向上）	B	・道路等のインフラ施設の適切な維持に努めた。 ・災害時の応急用対策資機材のレンタル提供に関する協定を締結し、迅速な復旧体制の整備を図った。今後、更なる体制整備が必要である。
6-2-2 行政職員等の活用促進	B	（他団体技術職員による応援体制） ・広域応援に関する自治体間相互の協定を締結している。 ・応援職員の受け入れ体制の強化が必要である。 （災害時におけるボランティアの活用体制の整備） ・防災訓練等を通して社会福祉協議会と連携を強化している。 ・災害ボランティアの受入体制の整備が必要である。 （民間企業等との連携体制の整備） ・民間企業等と資機材の提供等に関する各種協定を締結した。
6-3 貴重な歴史・文化 財や環境的資産の喪失		
6-3-1 歴史・文化・伝統の保存	B	・三春町の文化財全体に関する保存活用地域計画を令和8年度末までに策定する。 ・地域の仏堂・神社や伝統芸能保持団体への支援は引き続き行っていく。 ・災害等での地元のコミュニティの崩壊により衰退しない強化体制が必要である。

第3章 強靱化の基本的な考え方

1 基本目標

第8次三春町長期計画の基本目標である「安心な暮らし」をはぐくむため、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、次の4項目を基本目標として、国土強靱化を推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 行政及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害を最小化にすること
- ④ 迅速な復旧・復興を図ること

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の6項目を設定する。

- ① あらゆる自然災害に対し、人命の保護が最大限図られる
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 必要不可欠な情報通信機能や生活・経済活動に必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る
- ⑥ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する



(避難所開設訓練の様子)



(防災士養成講座の様子)

3 強靱化施策の展開方向

- (1) 生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
 - 1) 防災インフラの整備・管理
 - 2) 避難所等の環境改善・防災機能の強化
- (2) 交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
 - 1) 壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い構造物補強
 - 2) 人員の避難・物資輸送の強化・複数経路の確保・防災拠点の整備
 - 3) 災害発生時にも安定的な通信サービスを可能な限り確保
 - 4) エネルギー・食料・水の安定供給
- (3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
 - 1) 事前防災・地域防災に必要な情報の創出・確度向上・デジタルでの共有
 - 2) 被災者の救援救護や災害時の住民との情報共有にデジタルを活用
 - 3) 災害時における個人確認の迅速化・高度化
- (4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化
 - 1) 民間施設においても適切な情報伝達と早期避難が可能な支援
 - 2) 医療・福祉の事業継続性確保の支援
- (5) 地域における防災力の一層の強化
 - 1) 避難生活における災害関連死の防止
 - 2) 地域一体となった人とコミュニティ及び地域防災力の向上
 - 3) 男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対策・復旧復興の推進
 - 4) 高齢者・障害者・こども等の要配慮者へのデジタル対応も含めた支援
 - 5) 地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承



(地区防災訓練の様子)



(福祉避難所への搬送訓練の様子)

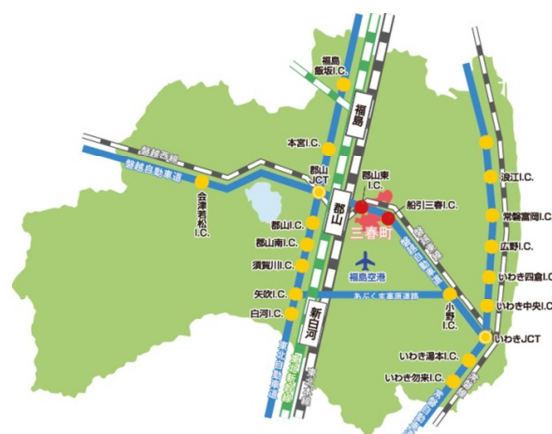
第4章 地域特性

1 地域特性

(1) 位置及び面積

福島県のほぼ中央、東経 140 度 29 分・北緯 37 度 26 分に位置し、東は田村市、南西は郡山市、北は二本松市及び本宮市に接している。

面積は、東西に 12.5km、南北に 15.7km で、総面積は 72.76k m²である。



(2) 自然的特性

気候は、内陸性で冬の降雪は比較的少なく、夏もあまり暑くないため、過ごしやすい。

(3) 地勢

阿武隈山系の西裾に位置し、町のほとんどが標高 300～500mの丘陵地で、緩やかな山並みが続き、各地区の農用地、集落地等は起伏する丘陵によって分断されている。

河川は、町の最北部を流れる移川、南部を貫流する大滝根川があり、これに注ぐ溪流が多い。さらに、八島川、桜川が町の中央部を流れ、その下流は阿武隈川に注いでいる。

また、国土交通省直轄の高さ 65mの重力式コンクリートダム「三春ダム」が大滝根川下流の大字西方地内にあり、ダム湖（さくら湖）は湛水面積 2.97 k m²、総貯水量 4,280 万 m³である。

2 被害の想定となる大規模自然災害等

(1) 豪雨・暴風雨等（洪水・土砂災害）

1) 水害

町の中心部を流れる桜川や三春ダムがある大滝根川をはじめ、八島川、御祭川、実沢川、樋渡川に浸水想定区域が指定されています。台風や集中豪雨時には床上浸水や道路被害が発生しており、これらの箇所を中心に河川の氾濫による建物や人的被害の危険性があります。

※浸水想定区域＝想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域

2) 土砂災害

本町には旧町を中心に土砂災害警戒区域等（土石流、急傾斜地）が 74 箇所指定されています。また、土砂災害の危険度は、降雨、地形、地質の状況により異なるため、起伏に富んだ本町の地形特性上、警戒区域等以外でも土砂災害が発生するおそれのある箇所が町内全域に存在しています。

○過去に町内で発生した豪雨・暴風雨による被害

災害発生年月日	災害の種類	降雨量 (mm)		被害状況	
		総雨量	最大時間雨量	人的被害	建物被害
S56. 8.22～23	台風 15 号	139.0	不明		床上浸水 1 棟 床下浸水 15 棟
S57. 9.11～12	台風 18 号	135.0	50.5 (12 日 19～20 時)	死者 1 名 重傷 5 名	全壊 1 棟 半壊 2 棟 床上浸水 40 棟 床下浸水 208 棟
S61. 8. 4～5	台風 10 号	220.0	30.0 (5 日 2～3 時)	軽傷 2 名	一部破損 28 棟 床上浸水 3 棟 床下浸水 131 棟
S63. 9.12	寒冷前線	95.0	35.5 (時間不明)		床上浸水 4 棟 床下浸水 19 棟
H 元. 8.27	台風 17 号	80.0	41.0 (27 日 18～19 時)		床上浸水 2 棟 床下浸水 9 棟
H3.10.9～13	台風 21 号	196.0	12.0 (13 日 11～12 時)		一部損壊 2 棟
H5. 9.10	局地的集中豪雨	40.5	31.0 (10 日 15～16 時)		床上浸水 8 棟 床下浸水 109 棟
H10. 7.29	"	68.0	55.0 (29 日 21～22 時)		床上浸水 19 棟 床下浸水 79 棟
H10. 8.27～9.1	"	361.0	23.0 (27 日 15～16 時)		避難 37 世帯 個人住宅被害 340 道路等被害 176 農地・施設被害 61 ほか
H11. 7.21	"	48.0	41.0 (8:30～9:30)		床上浸水 1 棟 床下浸水 24 棟
H11. 8.12	"	30.5	28.0 (12 日 12～13 時)		床下浸水 6 棟
H12. 8. 5	"	101.0	74.0 (5 日 14:20～15:20)		床上浸水 2 棟 床下浸水 21 棟
R 元.10.12	台風 19 号	255.0	31.0 (23 時)		半壊 3 棟 一部損壊 10 棟 床上浸水 1 棟 床下浸水 1 棟

3) 地震

福島県に被害を及ぼす地震は、主に太平洋側沖合の太平洋プレートの沈み込みに伴って発生する地震と陸域の浅い場所で発生する地震があります。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、三春町は震度 5 強が観測され、家屋や道路などの生活基盤に甚大な被害が発生しました。

三春町全域で震度 6 弱以上の地震が発生した場合、多数の建物が全壊若しくは半壊し各地区において火災の発生や主要道路の崩壊・落橋、断水や停電、電話不通などのライフラインにも甚大な被害が想定されます。

○過去に町内で発生した大規模地震による被害

災害発生 年月日	災害の種類	地震の規模		被害状況	
		マグニ チュード	町内 震度	人的被害	建物等被害
H23. 3.11	東日本大震災	M9.0	5 強	死者 1 名 負傷者 2 名	全壊 32 棟 半壊 233 棟 一部損壊 1,407 棟 道路 239 箇所 上水道 5 箇所 (約 1,000 世帯) 町内避難所に 144 名 避難
R3.2.13	福島県沖地震	M7.3	5 弱	なし	全壊 1 棟 半壊 2 棟 準半壊 10 棟 一部損壊 261 棟
R4.3.16	福島県沖地震	M7.3	5 弱	なし	半壊 5 棟 準半壊 14 棟 一部損壊 282 棟



(崩落した町道西方後作線の区間)



(天井が落下した町立沢石中学校体育館)

第5章 脆弱性評価・施策プログラム（強靱化のための課題整理と施策）

1 脆弱性評価

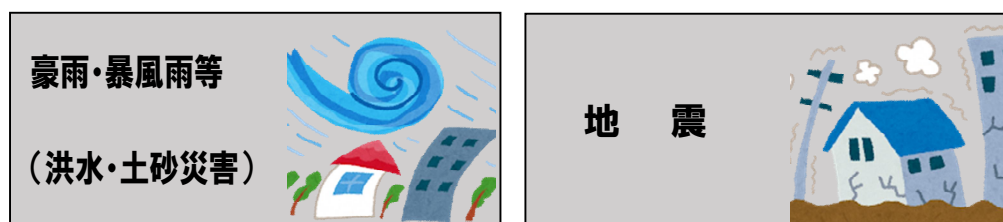
（1）脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する地域の脆弱性を分析・評価すること（脆弱性評価）は国土強靱化に関する施策を策定し、効果的かつ効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5号）、基本計画や福島県国土強靱化地域計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえて施策プログラムを実施することが示されている。

本計画においても、地域の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、基本計画や福島県国土強靱化地域計画を参考に「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を想定し、それらを回避するために必要な施策の取組みの状況や課題を「脆弱性評価」として整理する。

【脆弱性評価において想定するリスク（自然災害）】

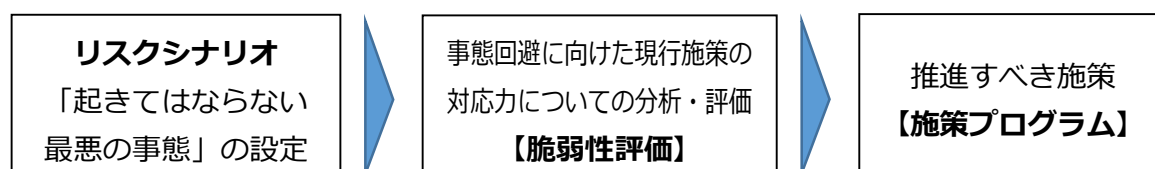
「福島県国土強靱化地域計画」においては、今後、福島県に甚大な被害をもたらすことが想定される自然災害全般をリスクの対象として評価を実施している。本計画においては「第3章 地域の特性 2 被害の想定となる大規模自然災害」で記述した過去に本町で発生した自然災害を今後甚大な被害をもたらす具体的なリスクとして想定する。



（2）リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国基本計画におけるリスクシナリオを基本として、海に面していない本町の地域特性を踏まえ、地震による津波の被害を除外し、6つのカテゴリーと17のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

【脆弱性評価から施策プログラム設定の流れ】



【リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー【6】		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」【17】	
1	人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域的かつ長期的な浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全
		1-3	土砂災害による死傷者の発生
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3	被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1	行政機能の大幅な低下
4	経済活動の機能維持	4-1	物流機能等の大幅な低下
		4-2	農地・森林等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信機能・ライフラインの確保	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	エネルギー供給の停止
		5-3	食料の安定供給の停滞
		5-4	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		5-5	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
6	迅速な復旧・復興等	6-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足
		6-3	貴重な歴史・文化財や環境的資産の喪失

2 強靱化のための施策プログラム

(1) 施策プログラムの考え方

脆弱性評価において設定したリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、施設の老朽化対策や耐震化などの「ハード施策」及び情報発信、防災訓練、防災教育などの「ソフト施策」を適切に組み合わせたものを施策プログラムとする。

(2) 施策プログラムの推進

施策プログラムは、三春町長期計画及び事業ごとの分野別計画との整合性を図りながら推進するため、施策プログラムごとの指標については、それぞれの計画において、すでに設定している指標を成果指標として位置づける。

また、本計画の実効性を確保するため、「三春町長期計画」や各事業の分野別計画との調和も図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点的に推進すべき事項を「強靱化のための施策プログラム」として設定し推進するものとする。

【強靱化のための施策プログラム】

強靱化のための施策プログラム		
1 人命の保護		
	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	
	(1-1-1) 住宅・建築物等の耐震化	
	(1-1-2) 建築物等の老朽化対策	
	(1-1-3) 避難場所等の指定・整備	
	(1-1-4) 緊急輸送道路等の整備	
	(1-1-5) 宅地の耐震化（大規模盛土造成地等の対策）	
	(1-1-6) 地域防災活動、防災教育の推進	
	(1-1-7) 高齢者等の要配慮者対策	
	1-2 異常気象等による広域的かつ長期的な浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全	
	(1-2-1) 浸水ハザードマップの作成	
	(1-2-2) 河川改修等の治水対策	
	(1-2-3) ため池の防災対策	
	1-3 土砂災害による死傷者の発生	
	(1-3-1) 土砂災害ハザードマップの作成	
	(1-3-2) 急傾斜地崩壊対策の推進	
2 救助・救急活動等の迅速な実施		
	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
	(2-1-1) 物資供給等に係る連携体制の整備	
	(2-1-2) 非常用物資の備蓄推進	
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	
	(2-2-1) 防災訓練等による救助・救急体制の強化	
	(2-2-2) 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備	
	2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺	
	(2-3-1) 被災時の医療支援体制の強化	
	(2-3-2) 災害時における福祉的支援	
	(2-3-3) 防疫対策	
	(2-3-4) 災害時における高齢者施設の防災・減災対策	
3 行政機能の確保		
	3-1 行政機能の大幅な低下	
	(3-1-1) 災害対策本部機能等の強化	
	(3-1-2) 行政の業務継続体制の整備	
	(3-1-3) 広域応援・受援体制の整備	

強靱化のための施策プログラム		
4 経済活動の機能維持		
	4-1 物流機能等の大幅な低下	
		(4-1-1) 流通拠点の機能強化
	4-2 農地・森林等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下	
		(4-2-1) 森林の整備・保全
		(4-2-2) 農地・農業水路施設等の保全管理
		(4-2-3) 鳥獣被害防止対策
5 情報通信機能・ライフラインの確保		
	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
		(5-1-1) 防災拠点施設の機能確保
		(5-1-2) 情報システムの業務継続体制の強化
		(5-1-3) 住民等への情報伝達体制の強化
		(5-1-4) 情報収集の手段や避難体制の強化
		(5-1-5) 関係機関の情報共有化
		(5-1-6) 住民等への情報伝達体制の強化
		(5-1-7) 通信施設等の防災対策
		(5-1-8) 観光客に対する情報伝達体制の強化
	5-2 エネルギー供給の停止	
		(5-2-1) 再生可能エネルギー等の導入拡大
		(5-2-2) 電力基盤の整備
		(5-2-3) 石油燃料等供給の確保
	5-3 食料の安定供給の停滞	
		(5-3-1) 食料生産基盤の整備
		(5-3-2) 地場農産物の付加価値向上と販路拡大
		(5-3-3) 農産物の産地備蓄の推進
	5-4 上下水道等の長期間にわたる機能停止	
		(5-4-1) 水道施設等の防災対策
		(5-4-2) 下水道施設等の防災対策
	5-5 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	
		(5-5-1) 交通ネットワークの整備
		(5-5-2) 道路施設の防災対策等

強靱化のための施策プログラム		
6 迅速な復旧・復興等		
6-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	
	(6-1-1) 災害廃棄物の処理体制の整備	
6-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足	
	(6-2-1) 災害対応に不可欠な建設業との連携	
	(6-2-2) 行政職員等の活用促進	
6-3	貴重な歴史・文化財や環境的資産の喪失	
	(6-3-1) 歴史・文化・伝統の保存	

(3) S D G s (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) との協調

本計画の施策プログラムの実施にあたっては、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標である S D G s とも協調し、すべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組むものとする。



3 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化【脆弱性評価】

(1) 民間住宅・建築物等の耐震化（現状分析）

- 住宅の耐震化率は88.1%である。（H30）
※多数の者が利用する建築物の耐震化率は93.3%である。（H30）
- 木造住宅の耐震診断、耐震改修、現地建替に対する助成制度などによる耐震化を推進している。
- 町内にある事業所の建物について、耐震化や防火対策等の適正管理の推進を検討する。

【今後の検討課題】

- ◎ 引き続き建築物の倒壊等による被害を最小限度に抑えるため耐震化に係る取組みを促進する必要がある。
- ◎ 大阪府北部地震におけるブロック塀の倒壊事故を踏まえた対策の検討が必要である。
- ◎ 町内事業所の耐震化・耐火構造であるかの確認や薬品庫、設備の点検等を行い対策を検討していく必要がある。

(2) 公共建築物等の耐震化（現状分析）

- 小中学校の耐震化は完了している。（H25）
- 幼稚園・保育所は新耐震化基準に適合している。
- 防災拠点となる公共施設の耐震化は完了している。（R4）
- 三春病院・保健センターは新耐震基準に適合している。

【今後の検討課題】

- ◎ 公共建築物のエレベーターの防災対策改修を推進し、減災化に努める。
- ◎ 郷土資料や文化財の倒壊による人的被害や文化的資産の喪失を防ぐための展示方法の点検などの対策が必要である。

【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化【施策プログラム】

（１）民間住宅・建築物等の耐震化

- 福島県や関係団体との連携を一層強化しつつ、「耐震改修促進計画」に基づき住宅・建築物の耐震化を促進する。
- 地震発生時における避難路の確保及び歩行者の安全確保のためブロック塀等の安全対策を促進する。
- 地震発生時に町内の建築物に被害が生じ、大規模な火災や爆発等に繋がらないために、施設に付随する工作物や非構造材の安全対策や適正管理を推進する。

推進計画・KPI	三春町耐震改修促進計画、住宅・建築物安全ストック形成事業
-----------------	------------------------------

（２）公共建築物等の耐震化

- エレベーターの東日本大震災における事故発生状況等を踏まえ、公共建築物のエレベーターの防災対策改修を推進する。
- 施設に付随する工作物や非構造材の安全対策や適正管理を推進する。
- 文化財等の展示方法の点検などの防災対策による人的被害の回避と文化財等の保全を図る。

推進計画・KPI	三春町耐震改修促進計画、三春町地域防災計画
-----------------	-----------------------

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【1-1-2】建築物等の老朽化対策【脆弱性評価】

（1）民間建築物等の老朽化対策（現状分析）

- 空家の適正管理を推進している。
- 所有者等への指導・助言、空家等発生抑制の周知啓発を行っている。
- 事業所等の工場設備に関して老朽化に事前対応を進めているか、適正管理をするための推進を検討する。

【今後の検討課題】

- ◎ 空家等の所有者に対し、適正管理や老朽化防止の必要性を周知する必要がある。
- ◎ 事業者に対し、工場設備の適正管理や老朽化防止の必要性を周知する必要がある。
- ◎ 適正管理が行われていない空き家をリスト化し、状況を定期的に確認する必要がある。

（2）公共建築物の老朽化対策（現状分析）

- 「公共施設等総合管理計画」による施設の更新と各施設の個別施設計画に基づく適切な維持管理を実施している。
- 町内10ヶ所の都市公園のうち7ヶ所が一時避難場所に指定されるなど、防災機能を備えていることから、適切な維持管理を実施している。

【今後の検討課題】

- ◎ 公共施設の総量や適正配置に向けた具体的な再編を推進する必要がある。
- ◎ 公共施設の劣化、損傷等については、定期的なメンテナンスのほか長期修繕計画により優先順位を決めた上で適切に修繕をしていく必要がある。

（3）学校施設個別修繕計画（現状分析）

- 各学校施設の個別修繕計画に基づき適切な維持管理を実施している。

【今後の検討課題】

- ◎ 広域的な避難所開設となった場合に、老朽化のため要援護者の使用が困難になるおそれがあることから、修繕が必要である。

【1-1-2】建築物等の老朽化対策【施策プログラム】

（１）民間建築物等の老朽化対策

- 空家等に関する管理意識の醸成により、空家等の発生を抑制するとともに、空家等の利活用を促進する。
- 工場の老朽化を確認し、管理意識を持ち適切な管理を行うよう促す。

推進計画・KPI

三春町長期計画、防犯対策事業、三春町空家等対策計画、みはるぐらし空き家改修等支援事業

（２）公共建築物の老朽化対策

- 「公共施設等総合管理計画」における基本的な方針を踏まえて施設ごとに定める個別施設計画に基づき施設の更新、統廃合、長寿命化等による再編を推進する。

推進計画・KPI

公共施設等総合管理計画

（３）学校施設個別修繕計画

- 学校施設の維持管理及び避難所としての機能できる体制を整備する。

推進計画・KPI

学校施設個別修繕計画、第2期三春町教育大綱

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【1-1-3】避難場所等の指定・整備【脆弱性評価】

（1）避難場所及び避難所の指定・整備（現状分析）

- 「地域防災計画」に基づき緊急避難場所や避難所を指定している。
 - ・ 指定避難所：23箇所
 - ・ 避難場所：22箇所
- ハザードマップ（R4年度全戸配布）やホームページ、「避難と行動の準備マニュアル」【概要版】により避難所等を周知している。
- 避難広場の適正な維持管理を行っている。

【今後の検討課題】

- ◎ 浸水想定区域や状況の変化に対応した避難所等の見直しや整備を行う必要がある。
- ◎ 避難所や避難行動の周知を徹底する必要がある。
- ◎ 避難所運営訓練の実施や地域との連携など、避難所の運営体制を強化する必要がある。

（2）福祉避難所の指定等（現状分析）

- 「地域防災計画」に基づき福祉避難所を指定している。
 - ・ 福祉避難所：1箇所（R7年3月現在）
- 三春町社会福祉協議会と福祉避難所の設置・運営に関する協定を締結している。
- 三春町社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定を締結している。

【今後の検討課題】

- ◎ 更なる福祉避難所の確保が必要である。

【1-1-4】緊急輸送道路等の整備【脆弱性評価】

（1）緊急輸送道路等の整備（現状分析）

- 関係機関と連携し指定路線の定期的な安全性の確認を随時実施している。

【今後の検討課題】

- ◎ 緊急輸送道路の定期的な点検と計画的な修繕・整備を推進する必要がある。

（2）緊急輸送道路等の無電柱化（現状分析）

- 役場庁舎周辺の道路については、街路事業により無電柱化の整備は済んでいる。

【今後の検討課題】

- ◎ 電柱の倒壊による交通の遮断を防止し、ライフラインの供給停止のリスクを最小化にする必要がある。

【1-1-3】避難場所等の指定・整備【施策プログラム】

（１）避難場所及び避難所の指定・整備

- 町民にとってわかりやすく安全な避難場所の設置に向けて、避難所等の指定・随時の見直しや整備を推進する。
- 避難所や避難行動に関する周知を徹底し、認知度の向上を図る。
- 避難所運営に関する訓練を実施するとともに、地域との連携を含めた避難所の運営体制の強化を図る。
- 浸水が想定される指定避難所から避難者を移送する場合の移動手段の確保など、避難者を安全に避難させる体制を整備する。
- 避難広場及び災害時の避難所である隣接運動公園施設の周知や整備等を行う。
- 避難所となる指定避難所施設の受入体制を整備する。

推進計画・KPI	三春町地域防災計画
----------	-----------

（２）福祉避難所の指定等

- 避難生活に特段の配慮を要する方のため、社会福祉法人等との連携を図りながら、二次的な避難場所である福祉避難所の確保に努める。
- 福祉避難所における避難者の受入方法や受入態勢、移動手段などの体制を整備する。
- 福祉避難所や避難行動に関する周知を徹底し、認知度の向上を図る。
- 町内福祉施設と連携し、福祉避難所の確保や協力体制の強化を図る。
- 町内の就労支援施設等の避難計画を推進し情報共有を図る。
- 町内の宿泊施設や旅館等と連携し、高齢者や乳幼児等の福祉避難所の確保を図る。

推進計画・KPI	三春町地域防災計画
----------	-----------

【1-1-4】緊急輸送道路等の整備【施策プログラム】

（１）緊急輸送道路等の整備

- 安全かつ円滑な避難、災害対応、物資輸送等を可能とするため、災害に強い道路網実現のため関係機関と連携を図りながら、計画的な整備を推進する。

（２）緊急輸送道路等の無電柱化

- 関係機関と連携を図りながら、無電柱化の占用制限を推進する。

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【1-1-5】宅地の耐震化(大規模盛土造成地等の対策)【脆弱性評価】

(1) 大規模盛土造成地等の対策(現状分析)

- 大規模盛土造成地マップの公表により防災意識を高めている。

【今後の検討課題】

- ◎ 盛土等の安全性確保のため、関係法令に基づく手続き等について周知徹底する必要がある。

【1-1-6】地域防災活動、防災教育の推進【脆弱性評価】

(1) 地域防災活動の推進(現状分析)

- 自主防災組織は、行政区単位ごとに47の自主防災会が組織されている。
- 各自主防災会ごとに避難訓練等が実施されている。
- 各地区において「地区防災計画」が策定されている。(13地区中7地区：令和7年3月)
- 町内の防災士は69名となっている。(令和7年3月)

【今後の検討課題】

- ◎ 地域における「共助」の取組みの重要性に関する継続した意識の啓発が必要である。
- ◎ 地域ごとの実情を踏まえた行動計画(地区防災計画)を策定していく必要がある。
- ◎ 防災士・防災リーダーの養成を行う必要がある。

(2) 消防団の活動体制の強化(現状分析)

- 消防団員数は、定数500人に対し、団員が342名である。(令和7年3月1日時点)
- 消防施設のうち、防火水槽は247基、消火栓は304基であり、消防力の基準に基づく充足率は95.1%となっている。
- 消防車両及び小型ポンプは年1回の性能検査を実施し経過年数に応じ更新を行っている。
- 消防団によるポンプ中継訓練や防災訓練を実施している。

【今後の検討課題】

- ◎ 地域における防災体制を強化するため、消防団員の確保と継続した実践的な訓練が必要である。
- ◎ 防火水槽や消防車両等は、老朽化による計画的な修繕管理や機器が必要である。

(3) 防災教育の推進(現状分析)

- 関係機関に対する通学路の危険箇所の情報提供や保護者、児童生徒に対する注意喚起、危険箇所の点検や防災に関する事業を実施している。
- 学校における定期的な避難訓練を年2回以上実施している。

【今後の検討課題】

- ◎ 学校による定期的な避難訓練の実施や防災に関する授業などを通じて、学校関係者や児童生徒の防災意識の向上に取り組む必要がある。

【1-1-5】宅地の耐震化(大規模盛土造成地等の対策)【施策プログラム】

(1) 大規模盛土造成地等の対策

- 大規模盛土等の監視を推進する。
- 町内全域が盛土規制法に基づく宅地造成等規制区域に指定されているため、一定規模以上の工事に対し、許可や届出により安全性の確保を推進する。

推進計画・KPI	三春町地域防災計画
----------	-----------

【1-1-6】地域防災活動、防災教育の推進【施策プログラム】

(1) 地域防災活動の推進

- 地域の自主防災組織の設立や地域における防災の専門家、防災リーダーの育成などの支援により、地域における自主的な防災活動を推進する。
- 住民等の自主的な防災活動の指針となる「地区防災計画」の策定に関する普及啓発により、地域ごとの実情を踏まえた実効性のある行動計画の策定を促進する。

推進計画・KPI	防災対策事業（地域における防災活動への支援）
----------	------------------------

(2) 消防団の活動体制の強化

- 消防団への加入促進と実践的訓練に取り組むとともに、装備品の計画的な整備を推進する。
- 郡山広域消防や自主防災会組織と連携した消火活動・救助活動の強化に努める。
- 町内の事業所と連携し、消防団が活動しやすい環境を推進する。

推進計画・KPI	消防団事業（消防団員の確保）
----------	----------------

(3) 防災教育の推進

- 通学路等の危険箇所マップを作成し、注意喚起により事故等の未然防止や、平時からの備え、避難行動に関する意識啓発などの防災教育の取組みを推進する。
- 避難所開設訓練等を職員、区長会、地域の自主防災会、まちづくり協会、教職員等へ行い災害が起きる前に、体制を強化する。

推進計画・KPI	防災対策事業（地域における防災活動への支援）
----------	------------------------

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【1-1-7】高齢者等の要配慮者対策【脆弱性評価】

（1）避難行動要支援者対策（現状分析）

- 岩江地区をはじめ町内8地区において避難行動要支援者の個別避難計画を策定している。
（沢石・八幡町・荒町・北町・新町・八島台・岩江・中郷）

【今後の検討課題】

- ◎ 地域、社会福祉協議会の連携による支援体制の構築と対象者情報の適正管理や活用を図る必要がある。

【1-1-7】高齢者等の要配慮者対策【施策プログラム】

（１）避難行動要支援者対策

- 避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画の作成を推進するとともに、災害時において迅速かつ円滑な支援をするため、地域、社会福祉協議会との連携による支援体制を整備する。

推進計画・KPI	防災対策事業
----------	--------

1 人命の保護

1-2 異常気象等による広域的かつ長期的な浸水やため池・防災インフラ

【1-2-1】浸水ハザードマップの作成【脆弱性評価】

（1）浸水ハザードマップの作成（現状分析）

- 令和3年度に防災ハザードマップのデジタル化を行った。
- 令和5年3月に防災ハザードマップ（冊子版）を作成した。

【今後の検討課題】

- ◎ 新たに指定された区域を防災ハザードマップに追加し、町民への周知徹底を図る必要がある。

【1-2-2】河川改修等の治水対策【脆弱性評価】

（1）河川改修等の治水対策（現状分析）

- 河川の計画的な草刈や伐木、堆砂除却の実施や護岸修繕を実施している。
- 降雨時の浸水被害防止の対策を講じている。

【今後の検討課題】

- ◎ 気候変動の影響を踏まえた計画的な河川改修や適切な河川管理を行う必要がある。
- ◎ 県と連携し、地域を含め被害軽減に向けた治水対策や減災に向けた取組が必要である。

【1-2-3】ため池の防災対策【脆弱性評価】

（1）ため池の防災対策（現状分析）

- 防災重点ため池ハザードマップを作成した。
- 防災重点ため池の現況調査を行っている。
- ため池の耐震対策を検討している。

【今後の検討課題】

- ◎ 防災重点ため池が決壊した場合の被害想定区域の設定や避難方法等について地域住民に対する情報提供、施設機能の適切な維持・補強が必要である。

【1-2-1】浸水ハザードマップの作成【施策プログラム】

（１）浸水ハザードマップの作成

- 県の浸水想定区域の見直しなどを契機として、適宜ハザードマップの情報を更新するとともに、町民への周知の徹底やハザードマップに基づく防災訓練等を実施する。
- 新たに指定された区域を更新した防災ハザードマップ（冊子版）を作成する必要がある。

推進計画・KPI 三春町地域防災計画、防災対策事業

【1-2-2】河川改修等の治水対策【施策プログラム】

（１）河川改修等の治水対策

- 気候変動の影響を踏まえた計画的な河川改修や適切な河川管理による治水対策を推進する。
- 内水による冠水や浸水被害を防ぐため、計画的な雨水対策を推進する。
- 道路パトロールによる警戒体制の維持と土木事業者との連携による雨水対策を推進する。
- 桜川河川改修（下流工区）の事業促進のため、地元との合意形成を図っていく。

推進計画・KPI 防災対策事業

【1-2-3】ため池の防災対策【施策プログラム】

（１）ため池の防災対策

- 防災重点ため池が決壊した場合の被害想定区域や避難方法等について、ハザードマップによる地域住民への周知を図るとともに、大雨や地震発生時のみならず、平時の見回りを徹底し、日々のため池管理や改修の適正化を図る。

推進計画・KPI 防災重点農業用ため池緊急整備事業

1 人命の保護

1-3 土砂災害による死傷者の発生

【1-3-1】土砂災害ハザードマップの作成【脆弱性評価】

（1）土砂災害ハザードマップの作成（現状分析）

- 令和3年度に防災ハザードマップのデジタル化を行った。
- 令和5年3月に防災ハザードマップ（冊子版）を作成した。

【今後の検討課題】

- ◎ 福島県より新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所について公表されたが、これらの周知も併せて必要となる。

【1-3-2】急傾斜地崩壊対策の推進【脆弱性評価】

（1）土砂災害警戒区域の指定（現状分析）

- 新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所について抽出箇所の基礎調査を実施する。（県）

【今後の検討課題】

- ◎ 新たな区域指定に向け、地元関係者の理解が必要である。

（2）急傾斜施設の整備（現状分析）

- 町内の対策件数は20箇所である。
- 土砂災害防止対策の基本方針の見直しにより、新たに要対策箇所が増えると予想される。

【今後の検討課題】

- ◎ 既存施設の定期的な点検と計画的な修繕を推進する必要がある。
- ◎ まちづくり連携砂防等事業を活用し、対策施設を整備する必要がある。

【1-3-1】土砂災害ハザードマップの作成【施策プログラム】

（１）土砂災害ハザードマップの作成（現状分析）

- 県の土砂災害警戒区域の指定などを契機として、適宜ハザードマップの情報を更新するとともに、町民への周知の徹底やハザードマップに基づく防災訓練等を実施する。
- 新たに指定された区域を更新した防災ハザードマップ（冊子版）を作成する必要がある。
- 新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所についても周知を行う。

推進計画・KPI	三春町地域防災計画、防災対策事業
----------	------------------

【1-3-2】急傾斜地崩壊対策の推進【施策プログラム】

（１）土砂災害警戒区域の指定

- 県と連携し、地元関係者の合意形成を図る必要がある。

推進計画・KPI	三春町地域防災計画
----------	-----------

（２）急傾斜施設の整備

- 県と定期合同点検を実施し、既存施設の現状把握、機能・効果等を検証し、施設の維持管理を推進する。
- 県及び関係課と連携し、まちづくり連携砂防等事業の採択要件となる国土利用計画の整備を推進する。

推進計画・KPI	三春町地域防災計画
----------	-----------

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【2-1-1】物資供給等に係る連携体制の整備【脆弱性評価】

（１）物資供給等に係る連携体制の整備（現状分析）

- 近隣市町村、姉妹都市、民間企業・団体等との防災に関する各種協定を締結している。
 - ・ 令和7年3月現在協定締結数：行政間7件、民間企業、団体等21件
 - ・ 災害発生時の人的・物的資源の受入手順や体制整備、応援要請等を定めた三春町災害時受援計画を策定している。（令和5年3月策定）

【今後の検討課題】

- ◎ 各種協定に基づく連携、連絡体制を整備する必要がある。
- ◎ 引き続き、各種協定の締結による災害時の応援体制を確保する必要がある。

（２）遠方の自治体との災害時応援協定の締結（現状分析）

- 広範囲にわたる甚大な被害の発生により近隣自治体の応援が受けられない事態を想定し、遠方の自治体との災害時応援協定を締結している。
 - ・ 災害相互応援に関する協定書（岩手県一関市）
 - ・ 災害応急対策活動における相互応援に関する協定書（愛知県愛西市）
 - ・ 災害応急対策活動における相互応援に関する協定書（愛知県尾張旭市）

【今後の検討課題】

- ◎ 広範囲にわたり甚大な被害が発生した際の相互応援体制の整備に関する検討が必要である。

【2-1-2】非常用物資の備蓄推進【脆弱性評価】

（１）非常用物資の備蓄推進（現状分析）

- 防寒対策等として、毛布550枚をはじめとする寝具を備蓄している。
- 保存食として、200人分の1泊2日分の食料を備蓄している。
- 災害用トイレ袋や感染症対策のマスク・手指の消毒・衛生用品などを備蓄している。

【今後の検討課題】

- ◎ 各家庭における食料、飲料水等の備蓄に関する意識啓発が必要である。
- ◎ 避難所等への備蓄品の適正な配置に関する検討が必要である。
- ◎ 避難所の環境改善のための備蓄品の整備が必要である。



【2-1-1】物資供給等に係る連携体制の整備【施策プログラム】

（１）物資供給等に係る連携体制の整備

- 物資供給をはじめ、医療、救助・救援、情報通信など、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、各種団体との間で締結している防災に関する各種協定について、その実効性を確保するとともに、平時からの協力関係を構築する。
- 物資提供だけでなく、こおりやま広域連携中枢都市圏の連携協定に基づく人的な支援についても対口支援として体制を整備していくこととする。

推進計画・KPI

三春町地域防災計画、各種災害応援協定
三春町災害時受援計画

（２）遠方の自治体との災害時応援協定の締結

- 同時被災リスクの少ない遠方の自治体との「災害時相互応援協定」の締結を活用し、災害時における連携体制の強化を図る。

推進計画・KPI

三春町地域防災計画、各種災害応援協定
三春町災害時受援計画

【2-1-2】非常用物資の備蓄推進【施策プログラム】

（１）非常用物資の備蓄推進

- 各家庭における「自助」の取組みである3日間分の食料、飲料水等や最低限の生活物資、医薬品等の備蓄に関する町民への意識啓発を推進する。
- 非常用物資の計画的な備蓄と避難所等への事前配備など、備蓄品の適正配置を推進する。
- 断水時における迅速かつ円滑な応急給水体制を整備する。
- 乳幼児・高齢者等の保存食の備蓄を整備する。
- 簡易トイレや災害用のトイレ袋などの計画的な備蓄を推進する。
- 町内の商工業者と連携した非常用物資の備蓄体制についてを検討していくこととする。
- プライバシー TENT や簡易ベット等を導入し、避難所の環境改善を図る。

推進計画・KPI

三春町地域防災計画、各種災害応援協定

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【2-2-1】防災訓練等による救助・救急体制の強化【脆弱性評価】

（１）実践的な防災訓練等の実施（現状分析）

- 各種訓練の実施による関係機関相互の連携体制を強化している。
- 職員参集訓練を実施している。
- 自主防災会による地区ごと防災訓練を実施している。

【今後の検討課題】

- ◎ 効果的な訓練環境の整備などにより災害対応能力を高めていく必要がある。

（２）応急手当、救命処置等の普及啓発（現状分析）

- 事業所や学校、スポーツ団体、消防団等における救命講習を実施している。
- イベント時におけるAEDの貸出事業を実施している。

【今後の検討課題】

- ◎ 町民に対する救命処置等の普及啓発を行う必要がある。

【2-2-2】救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備【脆弱性評価】

（１）救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備（現状分析）

- 災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線の整備を行っている。

（２）AED（自動体外式除細動器）の設置促進と設置場所の周知（現状分析）

- 町内の事業者や施設等にAED（自動体外式除細動器）が設置されている。
- AED（自動体外式除細動器）マップのデジタル化を行っている。

【今後の検討課題】

- ◎ 地区に設置している屋外スピーカーや各家庭に配布されている防災行政無線の定期的な点検を行っていく必要がある。
- ◎ 防災行政無線の戸別受信機の設置を呼びかける必要がある。
- ◎ AED設置事業所や設置場所を住民に対し周知していく必要がある。
- ◎ AEDアプリの活用を呼びかけていく必要がある。

【2-2-1】防災訓練等による救助・救急体制の強化【施策プログラム】

（１）実践的な防災訓練等の実施

- 「地域防災計画（防災訓練計画）」に基づく町及び防災会議が実施する訓練の実施により、関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性の向上を図る。

推進計画・KPI 三春町地域防災計画

（２）応急手当、救命処置等の普及啓発

- AED（自動体外式除細動器）の操作方法など、町民向けの救急講習による救命処置等の普及啓発を推進する。
- 自主防災組織における防災リーダー研修や、地区防災訓練に応急手当や救命処置等の講習を含んだ内容の研修の実施を推進する。

推進計画・KPI 三春町地域防災計画

【2-2-2】救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備【施策プログラム】

（１）救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

- 地区に設置している屋外スピーカーや各家庭に配布されている防災行政無線の定期的な点検を行っていくこととする。
- 防災行政無線の戸別受信機が未設置の世帯に対し、設置を呼びかけていくこととする。
- 郡山広域消防組合と救急活動等に係る連携を密にし、必要に応じて初動対応等の訓練等を実施していくこととする。

（２）AEDの設置促進と設置場所の周知

- AEDの導入の促進と計画的な更新を進めるとともに、住民に対し設置場所をより分かりやすくするためにマップ等を活用し周知していくこととする。
- AEDの設置場所については、町の施設、公共施設、商工会の施設、企業等に表示を行い、町のホームページやSNSでお知らせする。

推進計画・KPI 三春町地域防災計画

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【2-3-1】被災時の医療支援体制の強化【脆弱性評価】

（１）被災時の医療支援体制の強化（現状分析）

- 「地域防災計画」に基づく被災時における適切な医療救護活動を実施している。

【今後の検討課題】

- ◎ 田村医師会等との連携による被災時における医療支援体制の強化を図る必要がある。

（２）町立三春病院の医療の充実（現状分析）

- 業務継続計画（BCP）の策定や大規模自然災害等を想定した訓練を実施している。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害対応力の強化が必要である。

【2-3-2】災害時における福祉的支援【脆弱性評価】

（１）災害時における福祉的支援（現状分析）

- 避難行動要支援者の個別避難計画の策定が進んでいる。
- 福祉施設や作業所等との連携を図り、支援を行える体制を整える。

【今後の検討課題】

- ◎ 個別の避難支援のプランの作成と平時における福祉的支援の担い手を確保する必要がある。

【2-3-3】防疫対策【脆弱性評価】

（１）防疫対策（現状分析）

- 予防接種：麻しん・風しんワクチン接種を行っている。
- 新型インフルエンザ等感染症対応マニュアルにより対応している。
- 家屋の床上・床下浸水時の消毒作業を実施している。

【今後の検討課題】

- ◎ 予防接種の適正な実施による感染症の発生・まん延の防止が必要である。
- ◎ 感染症に対応した災害時における避難所の設営マニュアル等の整備が必要である。

【2-3-4】災害時における高齢者施設の防災・減災対策【脆弱性評価】

（１）災害時における高齢者施設の防災・減災対策（現状分析）

- 各事業所において、業務継続計画（BCP）や非常災害対応に係るマニュアルを策定している。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害時における施設機能を維持するための設備等の整備が必要である。



【2-3-1】被災時の医療支援体制の強化【施策プログラム】

（１）被災時の医療支援体制の強化

- 被災時において、状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、田村医師会等との連携による災害時医療支援体制を整備する。

推進計画・KPI	休日・夜間等診療対策
----------	------------

（２）町立三春病院の医療の充実

- 一次救急医療の充実などによる良質な医療サービスの提供と、医療従事者の確保や医療機器の更新、施設の維持管理等を計画的に進める。

推進計画・KPI	休日・夜間等診療対策
----------	------------

【2-3-2】災害時における福祉的支援【施策プログラム】

（１）災害時における福祉的支援

- 避難支援等関係者への要支援者名簿の提供と避難支援プラン（個別避難計画）の作成・更新を推進し、避難行動要支援者に対する支援体制を強化する。
- 平時における福祉的支援を支える民生委員の活動支援を行う。

推進計画・KPI	個別避難計画
----------	--------

【2-3-3】防疫対策【施策プログラム】

（１）防疫対策

- 災害時における感染症の発生・まん延等を防止するため、平時からの感染症対策として、定期的な予防接種の実施や知識の普及啓発、未接種者への勧奨を行う。
- 新型インフルエンザ等感染症マニュアルに基づき、情報の収集に努め、住民の感染症対策を図っていくこととする。
- 防疫用薬剤及び消毒機器の備蓄・定期的な点検を行い、常に使用できる体制を整備する。

推進計画・KPI	事業継続計画、防災計画、新型インフルエンザ等感染症対応マニュアル
----------	----------------------------------

【【2-3-4】災害時における高齢者施設の防災・減災対策【施策プログラム】

（１）災害時における高齢者施設の防災・減災対策

- 災害時における施設機能を維持するため、非常用自家発電設備等の設備の整備を図る。

推進計画・KPI	防災・減災等事業整備計画
----------	--------------

3 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下

【3-1-1】災害対策本部機能等の強化【脆弱性評価】

（1）災害対策本部訓練の実施（現状分析）

- 災害対策本部設置訓練を実施している。
- 勤務時間外職員行動マニュアルを策定している。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害対策本部訓練の実施と検証を行うなど、本部機能の強化に向けた取組みを推進する必要がある。
- ◎ 災害時における避難所運営など、職員の動員体制を検証する必要がある。
- ◎ 災害情報のリアルタイム収集など情報収集の強化が必要である。
- ◎ 被災者の生活再建に向けたり災証明や被災者台帳の作成、仮設住宅の建設事務手続き等の手順を確立する必要がある。

（2）総合的な行政運営や防災等の拠点となる庁舎の機能等の充実（現状分析）

- 総合的な防災・災害復旧の拠点となる庁舎に非常用電源設備等の防災設備を導入している。

【今後の検討課題】

- ◎ 非常用電源設備による電源供給が困難となった場合の対策が必要である。

【3-1-2】行政の業務継続体制の整備【脆弱性評価】

（1）災害時における業務継続体制の整備（現状分析）

- 業務継続計画（BCP）を策定している。

【今後の検討課題】

- ◎ 業務継続計画に即した行動手順の点検や訓練の実施と検証が必要である。
- ◎ 災害時における業務継続体制の確立が必要である。

（2）ICT部門における業務継続体制の整備（現状分析）

- バックアップデータの庁舎での保存、庁舎とデータセンター間のネットワークの二重化を行っている。

【今後の検討課題】

- ◎ 通信インフラの適正管理と災害時の行政情報の保全に関する取組みが必要である。

【3-1-3】広域応援・受援体制の整備【脆弱性評価】

（1）広域応援・受援体制の整備（現状分析）

- 広域応援に関する自治体間相互の協定を締結している。
- 三春町災害時受援計画を策定している。（令和5年3月）

【今後の検討課題】

- ◎ 協定に基づく広域応援の効果的な運用を行うための受援体制を整備する必要がある。
- ◎ 物資受入拠点の整備、人的受援の宿泊等について整備する必要がある。



【3-1-1】災害対策本部機能等の強化【施策プログラム】

（１）災害対策本部訓練の実施

- 災害時に設置する災害対策本部を中心とした危機管理体制により、迅速かつ的確な災害対応を行うことができるよう、災害対策本部訓練の実施と検証を通じて本部機能を高める。
- 現行の地域防災計画に基づく職員の動員体制の検証を行い、より有効な体制を構築する。
- デジタル技術を活用した災害情報の一元管理や被災状況等の情報収集体制を構築する。

推進計画・KPI 三春町地域防災計画

（２）総合的な行政運営や防災等の拠点となる庁舎の機能等の充実

- 災害復旧の拠点となる庁舎の防災設備の点検と強化に向けた取組みを推進する。
- ポータブル蓄電池の導入を進める。

推進計画・KPI 三春町地域防災計画

【3-1-2】行政の業務継続体制の整備【施策プログラム】

（１）災害時における業務継続体制の整備

- 災害時においても行政機能の低下を最小限にとどめ、災害対応や早期に再開する必要がある業務の処理体制を確保するため、「業務継続計画」に即した行動手順の点検や訓練の実施、検証により、計画の見直しを行うなど、災害対応力の維持・向上を図る。
- 総合的な防災・災害復旧の拠点となる庁舎における災害時の業務継続体制を確保するため、電気や水など、ライフラインのバックアップ機能の向上を図る。

推進計画・KPI 三春町業務継続計画

（２）ICT部門における業務継続体制の整備

- ネットワークや機器の配置状況に応じたICT部門の「業務継続計画（ICT-BCP）」を策定し、災害時における業務継続体制を確保する。

推進計画・KPI 三春町業務継続計画

【3-1-3】広域応援・受援体制の整備【施策プログラム】

（１）広域応援・受援体制の整備

- 災害時における広域的な支援体制の強化に向け、受援計画を策定することにより、他の自治体等からの支援を円滑に受けることができる体制を整備する。

推進計画・KPI 三春町災害時受援計画

4 経済活動の機能維持

4－1 物流機能等の大幅な低下

【4-1-1】流通拠点の機能強化【脆弱性評価】

（1）流通拠点の機能強化（現状分析）

- 生鮮食料品や災害物資を町民に円滑かつ安定的に供給するための基幹的なインフラ機能の整備について検討をしている。

【今後の検討課題】

- ◎ 町内の事業所の機能維持が必要である。
- ◎ 災害時において円滑に物資を輸送する体制を整備する必要がある。

8 働きがいも
経済成長も



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



13 気候変動に
具体的な対策を



【4-1-1】流通拠点の機能強化【施策プログラム】

（１）流通拠点の機能強化

- 災害時に食料の安定的な供給を早期回復させるため、町内商工会等と連携協定等を活用した物流体制の強化を図る。
- 災害時における町内事業所の機能維持を図るため、被害状況の迅速な把握と復旧に向けた支援体制の強化を図る。
- 関係機関と連携し、広域的な物流を支える国県町道及び高速道路の維持により、災害時における円滑な物資輸送体制を確保する。

推進計画・KPI

三春町地域防災計画

4 経済活動の機能維持

4-2 農地・森林等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下

【4-2-1】森林の整備・保全【脆弱性評価】

（1）森林の整備・保全（現状分析）

- 計画的な森林整備や天然木と造林木と一緒に育成する針広混交林の推進による健全な森づくりを推進している。（国）
- 造林、間伐等の森林整備をしている。

【今後の検討課題】

- ◎ 森林が持つ多様な機能を発揮させるための適切な整備・保全が必要である。

【4-2-2】農地・農業水利施設等の保全管理【脆弱性評価】

（1）農地・農業水利施設等の保全管理（現状分析）

- 用水路など、農業水利施設等の維持管理を行っている。

【今後の検討課題】

- ◎ 関係団体との連携による農業水利施設の適正な管理が必要である。
- ◎ 農業用排水施設の適正な管理と計画的な整備・更新を図る必要がある。

【4-2-3】鳥獣被害防止対策【脆弱性評価】

（1）鳥獣被害防止対策（現状分析）

- イノシシ、ハクビシンなどにより農作物に被害が出ており、鳥獣被害を一因として田畑が荒らされている状況がみられる。
- 電気柵への助成、イノシシなどの捕獲への報償等を実施するとともに、関係機関と連携した野生鳥獣による農業被害の防止に取り組んでいる。

【今後の検討課題】

- ◎ 生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関が連携した鳥獣防止対策を強化していく必要がある。



【4-2-1】森林の整備・保全【施策プログラム】

（１）森林の整備・保全

- 災害時における土砂の流出や表層崩壊等を防止するため、林業の担い手の確保や育成に取り組むとともに、森林が持つ水源のかん養、防災・減災、地球温暖化の防止などの公益的な機能を発揮させるため、造林や間伐などの効果的な森林の整備・保全を推進する。

推進計画・KPI 森林経営管理制度、広葉樹林再生事業、森林整備事業

【4-2-2】農地・農業水利施設等の保全管理【施策プログラム】

（１）農地・農業水利施設等の保全管理

- 農地・農業水利施設が持つ洪水防止機能、防火用水機能などの多面的機能を発揮させるため、関係機関との連携により適正な管理を推進をする。
- 災害時における農地の被害を低減し農業生産体制を維持するため、農業用排水施設の適正な管理と計画的な整備・更新を図る。

推進計画・KPI 農業水利等長寿命化・防災減災事業、水利施設等保全高度化事業

【4-2-3】鳥獣被害防止対策【施策プログラム】

（１）鳥獣被害防止対策

- 耕作放棄地を減らし農地を確保・保全するため、電気柵の整備をはじめ、被害を及ぼす個体の捕獲など農作物等を鳥獣被害から守るための取組を推進する。
- 地域主体の被害対策を進めるため、懇談会や研修会等を通じて、被害状況や生育情報の共有化を図る。

推進計画・KPI 鳥獣被害防止総合支援事業

5 情報通信機能・ライフラインの確保

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や

【5-1-1】防災拠点施設の機能確保【脆弱性評価】

（1）防災拠点施設の機能確保（現状分析）

- 防災拠点施設である庁舎の情報通信、非常用発電設備等の定期点検や保守管理を行っている。
- 学校施設においても、防災拠点施設である庁舎との連絡体制等を行うための情報通信、非常用発電設備等の確保が必要である。

【今後の検討課題】

- ◎ 定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組む必要がある。

【5-1-2】情報システムの業務継続体制の強化【脆弱性評価】

（1）情報システムの業務継続計画（現状分析）

- 重要業務に係る情報システムの強化に取り組んでいる。

【今後の検討課題】

- ◎ 障害発生によって甚大な影響を与える情報システム機器の冗長化、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、業務継続の体制強化を推進する必要がある。

【5-1-3】住民等への情報伝達体制の強化【脆弱性評価】

（1）住民等への情報伝達体制の強化（現状分析）

- 防災無線の戸別受信機等を整備している。
- 自治体公式LINEなどのSNSを活用し情報発信を行っている。

【今後の検討課題】

- ◎ 情報収集を行いメール、SNS、ホームページ等の手段によって、情報提供を可能とする体制の強化を図る必要がある。
- ◎ 高齢者や障害者への情報提供体制の強化を図る必要がある。

【5-1-4】情報収集の手段や避難体制の強化【脆弱性評価】

（1）情報収集の手段や避難体制の強化（現状分析）

- 多様な通信手段の維持・確保に取り組んでいる。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害等発生時において災害現場における被害状況や住民避難等に関する災害関連情報の伝達を多様な情報手段を使って行っていく必要がある。

災害時に活用する情報サービスや 救助・支援が遅れる事態

11 住み続けられる
まちづくりを



13 気候変動に
具体的な対策を



【5-1-1】防災拠点施設の機能確保【施策プログラム】

（１）防災拠点施設の機能確保

- 定期点検や保守点検を適切に継続し、防災拠点施設としての機能を常時確保に取り組み、防災拠点施設としての機能を向上させる。

推進計画・KPI	公共施設等総合管理計画
----------	-------------

【5-1-2】情報システムの業務継続体制の強化【施策プログラム】

（１）情報システムの業務継続計画

- 障害発生によって甚大な影響を受けた場合や老朽化した機器の更新等に対応した、業務継続の体制を整える。

推進計画・KPI	三春町DX推進計画
----------	-----------

【5-1-3】住民等への情報伝達体制の強化【施策プログラム】

（１）住民等への情報伝達体制の強化

- 情報収集を行い防災無線の戸別受信機やメール、SNS、ホームページなど、様々な手段により情報取得ができる体制を整える。

推進計画・KPI	三春町地域防災計画、三春町DX推進計画
----------	---------------------

【5-1-4】情報収集の手段や避難体制の強化【施策プログラム】

（１）情報収集の手段や避難体制の強化

- 災害発生時の際、災害現場での被害状況や住民避難に関する災害関連情報の伝達・収集の体制を強化する。
- ICTを活用し住民からの被害状況の伝達・収集体制を強化する。

推進計画・KPI	三春町地域防災計画、三春町DX推進計画
----------	---------------------

5 情報通信機能・ライフラインの確保

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や

【5-1-5】関係機関の情報共有化【脆弱性評価】

（１）災害時における情報連絡体制の確保（現状分析）

- 防災行政無線（移動系）などの通信機器を整備している。

機器名	数量
防災行政無線（戸別受信機）	5,600台

【今後の検討課題】

- ◎ 防災行政無線の適正な管理が必要である。
- ◎ 災害時における情報収集、伝達に関する関係機関等との連携が必要である。
- ◎ 防災無線での放送内容をスマホで確認できるシステムに更新していく必要がある。

（２）防災情報共有システムの運用（現状分析）

- 防災情報共有システムを導入している。
- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）、福島県総合行政情報ネットワーク、福島県防災情報共有システムを運用している。

【今後の検討課題】

- ◎ 防災情報共有システムの有効活用が必要である。

（３）防災分野におけるICTの活用（現状分析）

- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備している。
- 防災ハザードマップのデジタル化を行っている。
- 降水量等の気象情報をデジタル化し、リアルタイムで把握できる。
- 緊急速報メールやヤフー防災速報などと連携した情報配信を行っている。
- LINEによる火災情報の自動配信を行っている。

【今後の検討課題】

- ◎ 防災情報のデジタル化の推進により情報共有の迅速化・効率化が必要である。

災害時に活用する情報サービスや 救助・支援が遅れる事態



【5-1-5】関係機関の情報共有化【施策プログラム】

（１）災害時における情報連絡体制の確保

- 災害時における情報連絡体制を確保するため、防災行政無線の計画的な更新や定期的な動作確認など、適正な管理を推進する。
- 災害現場や避難所、関係機関との迅速かつ的確な情報収集、伝達体制を整備する。
- 防災無線とスマホとの連携を強化する。

推進計画・KPI	防災対策事業（情報の収集、伝達体制の整備）
----------	-----------------------

（２）防災情報共有システムの運用

- 災害対策本部において、防災情報共有システムの効果的な運用を検討する。
- 防災情報共有システムの定期的な運用訓練を実施する。

（３）防災分野におけるICTの活用

- 災害対策本部や関係機関における情報共有の迅速化・効率化による的確な被害情報等の把握に向けた取組を推進する。
- デジタルサイネージを活用した防災情報の発信を活用する。
- 防災ドローンの活用と操作の訓練を定期的実施する。
- LINE等を活用した情報伝達手段の強化を検討する。
- 避難所のICT化を進める

推進計画・KPI	防災対策事業
----------	--------

5 情報通信機能・ライフラインの確保

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や

【5-1-6】住民等への情報伝達体制の強化【脆弱性評価】

（１）地域コミュニティの活性化（現状分析）

- 各地区には、地域活性化を目的とした「まちづくり協会」が設置されており、コミュニティの充実が図られている。

（２）住民等への情報伝達体制の強化（現状分析）

- 避難指示等の発令基準や伝達方法を明確にした「避難と行動の準備マニュアル」を作成している。
- 各種情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機）、町のホームページ、エリアメール、防災メール、SNS、NHKのデータ放送を活用している。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害時における効果的な情報伝達と停電時における情報伝達手段の確保が必要である。
- ◎ 高齢者や聴覚障害者等への情報伝達手段を強化する必要がある。
- ◎ 平時から情報伝達体制の強化をしていく必要がある。

【5-1-7】通信施設等の防災対策【脆弱性評価】

（１）通信施設等の防災対策（現状分析）

- 庁舎、町立三春病院などの主要施設における情報通信網の二重化を行っている。
- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の有線・無線による二重化を行っている。
- 学校施設の体育館には、災害時に避難した方が使用できる非常用として通信環境を備えている。

【今後の検討課題】

- ◎ 施設利用者に対して情報を発信するため、施設内のWi-Fiの整備について検討する必要がある。
- ◎ 通信インフラの適正な管理と災害時における行政情報の保全に関する取組が必要である。

【5-1-8】観光客に対する情報伝達体制の強化【脆弱性評価】

（１）外国人を含む観光客に対する情報伝達体制の強化（現状分析）

- 観光スポットには外国人も利用できる公衆用無線LANの環境を整備している。
- 多言語対応の防災チラシをデジタル化している。

【今後の検討課題】

- ◎ 情報発信と合わせて、ISO規格のピクトグラムによる表示を行うなど、外国人観光客に対する対応が必要である。

災害時に活用する情報サービスや 救助・支援が遅れる事態



【5-1-6】住民等への情報伝達体制の強化【施策プログラム】

(1) 地域コミュニティの活性化

- 災害時は、「自助」や行政による「公助」とともに、地域コミュニティにおける住民間の「共助」の取組みを強化する。

(2) 住民等への情報伝達体制の強化

- 災害時に安全な避難行動をとれるよう、障がい者や高齢者、旅行者などにも配慮した情報発信を行うとともに、災害情報の伝達手段の多様化や分かりやすくタイムリーな情報の発信など、効果的な情報伝達体制を整備する。
- 停電時における情報伝達手段を確保するための電源対策や利用できる媒体が限られる場合の情報伝達体制を整備する。
- 防災訓練等の町のイベント時に町民にも参加してもらう仕組みを整備する。

推進計画・KPI	防災対策事業
----------	--------

【5-1-7】通信施設等の防災対策【施策プログラム】

(1) 通信施設等の防災対策

- 通信インフラの計画的な更新や二重化により通信環境を確保するとともに、耐震データセンターによるバックアップ体制の整備など、行政情報の保全に関する取組を推進する。
- 学校施設の体育館が避難所として機能を果たせるよう、通信環境をさらに強化する。

推進計画・KPI	庁舎等整備事業（行政情報の保全） 高度情報通信基盤整備事業（通信環境の確保）
----------	---

【5-1-8】観光客に対する情報伝達体制の強化【施策プログラム】

(1) 外国人を含む観光客に対する情報伝達体制の強化

- 観光施設等におけるISO規格ピクトグラムによる避難誘導サインの設置や公衆用無線LANの拡充、情報発信の多言語対応など、観光客に対する災害情報の伝達体制を強化する。

推進計画・KPI	防災対策事業（災害情報の多言語化） 公共施設整備事業（避難誘導サイン設置、無線LAN拡充）
----------	--

5 情報通信機能・ライフラインの確保

5-2 エネルギー供給の停止

【5-2-1】再生可能エネルギー等の導入拡大【脆弱性評価】

（1）再生可能エネルギー等の導入拡大（現状分析）

- 太陽光発電システムの導入に対する町の補助金については、所期の目的を達成したため、令和元年度で終了しているが、カーボンニュートラルに向けて新たな施策の検討が必要である。
- 地域防災拠点として、公共施設等（役場庁舎、交流館まほら、町民体育館、沢石小学校、中郷小学校、岩江中学校、岩江こども園）に太陽光発電を導入している。

【今後の検討課題】

- ◎ 再生可能エネルギーのほか、災害時に使用可能なエネルギーシステムの普及が必要である。

【5-2-2】電力基盤の整備【脆弱性評価】

（1）電力基盤等の整備（現状分析）【民間】

- 送電線の保守による停電事故の未然防止と迅速な復旧を行う必要がある。

【今後の検討課題】

- ◎ 障害発生によって甚大な影響を与える情報システム機器の冗長化、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、業務継続の体制強化を推進する必要がある。

（2）停電時におけるバックアップ体制の構築（現状分析）

- 災害時の拠点となる庁舎に非常用電源を整備している。

【今後の検討課題】

- ◎ 庁舎や指定避難所などの防災拠点における停電時の電源対策が必要である。
停電時における地域の防災対策や家庭での平時からの備えに対する意識啓発が必要である。

（3）省エネルギーの推進（現状分析）

- 三春町地球温暖化対策実行計画を推進している。
- 公共施設等における省エネルギー化を推進している。

【今後の検討課題】

- ◎ 安定的な電力供給のために電気事業者の供給負荷を低減させる必要がある。

【5-2-3】石油燃料等供給の確保【脆弱性評価】

（1）石油燃料等供給の確保（現状分析）

- 災害時における石油燃料等の供給に関する各種協定を締結している。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害時であっても住民生活が停滞することのないよう、石油燃料等を確保する体制体制を構築する必要がある。



【5-2-1】再生可能エネルギー等の導入拡大【施策プログラム】

（１）再生可能エネルギー等の導入拡大

- 公共施設等への再生可能エネルギーの導入拡大、県の補助金等による家庭での太陽光発電システム等再生可能エネルギーの導入を引き続き推進する。
- 災害時も供給可能なエネルギーシステム（電気自動車、蓄電池、V2H等）の家庭での導入推進を図るための支援策を講じる。

推進計画・KPI	三春町長期計画、三春町地球温暖化対策実行計画
----------	------------------------

【5-2-2】電力基盤の整備【施策プログラム】

（１）電力基盤等の整備【民間】

- 電気事業者による電力基盤等の整備と適正な運用により、電力の安定供給を図る。
- 災害時も含めた電力の安定供給の確保するため、公共施設における電気設備の耐災害性の向上に努めるとともに、電源の多様化、分散化を推進する。
- 平時からの送電線等の状況に係る情報を提供することで、停電事故の未然防止を図る。

（２）停電時におけるバックアップ体制の構築

- 災害時における迅速かつ円滑な防災体制を整備するため、庁舎や指定避難所などの防災拠点における非常用電源設備等の導入を推進する。
- 地域における自主的な防災活動を支援するとともに、指定避難所の機能を補完する地区集会所の電源対策として、発電機等の配備を推進する。
- 各家庭における平時からの備えに対する意識啓発により「自助」の取り組みを推進する。
- 災害時における町民の情報入手手段確保のため、携帯端末等の充電サービスを実施する。
- 災害時の機動力の確保と電源対策のため、公用自動車への電気自動車等の導入を検討する。

（３）省エネルギーの推進

- 電気事業者の供給負荷を低減するため、民間を含む省エネの取り組みを推進する。

推進計画・KPI	三春町地球温暖化対策実行計画
----------	----------------

【5-2-3】石油燃料等供給の確保【施策プログラム】

（１）石油燃料等供給の確保

- 災害時における住民生活の安心と円滑な防災体制を確保するため、石油類の安定的な確保に向けた関係機関による協力体制の構築を図る。
- 災害時における燃料給油拠点を確保するため、国や福島県、民間事業者との連携により、燃料給油拠点への発電機の導入を促進する。

5 情報通信機能・ライフラインの確保

5-3 食料の安定供給の停滞

【5-3-1】食料生産基盤の整備【脆弱性評価】

(1) 農業の担い手の育成・確保（現状分析）

- 就農支援制度など新規就農者の育成、確保に関する取り組みを行っている。
- 農業経営の法人化や担い手への利用集積の推進に関する取り組みを行っている。
- 農協等の関係団体と連携し、集落を基盤に農業経営の共同化・組織化を促進している。
- 遊休化した農地を有効利用するため、担い手への農地の利用集積を推進し、企業や他市町からの農業参入者に対しても支援を行っている。

【今後の検討課題】

- ◎ 農業の担い手の減少による地域農業の衰退や遊休農地の発生を招かないよう、担い手の育成・確保が必要である。

(2) 農業生産基盤の整備（現状分析）

- 国や福島県の事業を活用しながら、農業生産基盤の整備を実施している。
- 農地や農業用施設の維持管理を実施している。

【今後の検討課題】

- ◎ 農業生産基盤を維持するため、土地改良施設の老朽化対策が必要である。
- ◎ 担い手の減少や高齢化等により、農地や農業用施設の維持管理が困難になることが懸念される。

【5-3-2】地場農産物の付加価値向上と販路拡大【脆弱性評価】

(1) 地場農産物の付加価値向上と販路拡大（現状分析）

- 関係機関・団体と協力し、安定生産及び品質向上と付加価値向上、販路拡大に取り組んでいる。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害時において食料の供給を安定的に行うため、平時においても農産物の付加価値向上と販路の拡大により、一定の生産量を確保する必要がある。

【5-3-3】農産物の産地備蓄の推進【脆弱性評価】

(1) 農産物の産地備蓄の推進（現状分析）

- 食糧備蓄を検討している。

【今後の検討課題】

- ◎ 食料の安定供給に向けた関係団体による協力体制の整備が必要である。



【5-3-1】食料生産基盤の整備【施策プログラム】

（１）農業の担い手の育成・確保

- 農業後継者となる新規卒業者やUターン者、農外からの新規参入者、認定農業者など、多様な担い手の育成と確保を図る。

推進計画・KPI

農業経営改善計画認定制度の推進
新規就農者育成総合対策事業、農地中間管理事業、
風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業、
産地生産基盤パワーアップ事業

（２）農業生産基盤の整備

- 農地、農業用施設の計画的な更新などの取組みを行う。
- 中山間地域等直接支払、多面的機能支払制度の取組みを推進し、農地や農業用施設の維持保全、遊休農地の発生防止に努める。

推進計画・KPI

中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業

【5-3-2】地場農産物の付加価値向上と販路拡大【施策プログラム】

（１）地場農産物の付加価値向上と販路拡大

- 農業を軸とした「農」「食」「健康」の連動を図るなど町の地域資源や特性を活かした新事業の創出や高付加価値に向けた戦略的な取組みを推進する。

推進計画・KPI

地域ブランド化・6次産業化、農産物直売所振興事業

【5-3-3】農産物の産地備蓄の推進【施策プログラム】

（１）農産物の産地備蓄の推進

- 災害時における食料の安定供給に向けた関係機関との連携による協力体制を整備する。

5 情報通信機能・ライフラインの確保

5-4 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【5-4-1】水道施設等の防災対策【脆弱性評価】

（１）水道事業の危機管理体制の整備（現状分析）

- 水道施設の危機管理対策マニュアルを作成している。
- 給水タンクの管理をしている。

【今後の検討課題】

- ◎ 危機管理対策マニュアルに基づき訓練の実施を行い、実効性の確保について検証する必要がある。
- ◎ 災害時における応急給水・応急復旧体制の構築が必要である。

（２）水道施設等の耐震化、老朽化対策（現状分析）

- 水道施設等の耐震化、老朽化対策として年次計画を作成し推進している。

【今後の検討課題】

- ◎ 水道施設の防災対策の推進により、水道施設の安全性の向上を図る必要がある。

【5-4-2】下水道施設等の防災対策【脆弱性評価】

（１）下水道事業の危機管理体制の整備（現状分析）

- 下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を策定している。

【今後の検討課題】

- ◎ 業務継続計画に沿った訓練の実施により、実効性の確保について検証する必要がある。

（２）下水道施設の耐震化、老朽化対策（現状分析）

- 下水道管路長寿命化計画を策定し、老朽化した管渠及びマンホールの改築及び維持管理を推進している。

【今後の検討課題】

- ◎ 下水道施設の防災対策の推進により、下水道施設の安全性の向上を図る必要がある。

（３）合併処理浄化槽の設置促進（現状分析）

- 三春町生活排水処理基本計画を策定している。
- 合併処理浄化槽の設置に対する支援を実施している。
- 合併処理浄化槽の整備率28.2%で、残り71.8%の汚水処理状況は単独処理浄化槽・汲取りとなっている。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害時における生活排水の公共用水域への流出を防止する必要がある。



【5-4-1】水道施設等の防災対策【施策プログラム】

（１）水道事業の危機管理体制の整備

- 災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、危機管理対策マニュアルに基づき、危機管理体制の強化を図る。

推進計画・KPI	三春町長期計画、危機管理対策マニュアル
----------	---------------------

（２）水道施設等の耐震化、老朽化対策

- 計画的な施設改修や管路の更新により老朽化対策を推進する。
- 災害時においても安定的な給水を確保するため、水道施設の耐震化を図るとともに、管路についても、送水管の多重化や基幹管路の耐震化を推進する。

推進計画・KPI	三春町長期計画、危機管理対策マニュアル
----------	---------------------

【5-4-2】下水道施設等の防災対策【施策プログラム】

（１）下水道事業の危機管理体制の整備

- 災害により下水道機能が低下した場合においても業務を継続し、被災した下水道機能を早期に復旧させるため、業務継続計画に基づく訓練等の実施により危機管理体制の強化を図る。

推進計画・KPI	三春町長期計画、下水道事業業務継続計画（下水道BCP）
----------	-----------------------------

（２）下水道施設の耐震化、老朽化対策

- 災害による長期にわたる下水道の機能停止を回避するため、下水道施設の耐震化等の防災対策を推進する。
- 老朽化が進む下水道施設について、更新や長寿命化計画を進めるとともに、適正な維持管理に努める。

推進計画・KPI	三春町長期計画、下水道管路長寿命化計画
----------	---------------------

（３）合併処理浄化槽の設置促進

- 災害に強い特性を持つ合併処理浄化槽の設置を促進することにより、生活排水の適切な処理を推進する。
- 三春町循環型社会形成推進地域計画で合併処理浄化槽の整備率の目標を定め、浄化槽整備を推進する。
- 避難所に指定されているが、未設置である公共施設への合併処理浄化槽設置を推進する。

推進計画・KPI	三春町長期計画、三春町生活排水処理基本計画
----------	-----------------------

5 情報通信機能・ライフラインの確保

5-5 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【5-5-1】交通ネットワークの整備【脆弱性評価】

（１）幹線道路の整備（現状分析）

- 国道、主要道、町道、生活道路の整備を推進している。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害時における迅速な物資供給及び救急救助活動のため、幹線道路の整備を推進する必要がある。

（２）地域公共交通体系の再構築（現状分析）

- 人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの多様化など社会情勢に対応しながら、利便性の高い公共交通がある暮らしを持続できるまちをつくっていくため、三春町地域公共交通計画を策定した。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害時における町民の交通手段を確保するため、平時から利用ニーズを把握した適切な公共交通体系を構築する必要がある。
- ◎ 災害時における運行体制の確保に向けた取り組みが必要である。

【5-5-2】道路施設の防災対策等【脆弱性評価】

（１）道路施設の防災対策（現状分析）

- 国道の危険箇所の防災点検、計画的な橋梁の耐震補強、長寿命化等の取り組みを行っている。（国）
- 県道における道路の冠水対策、橋梁の長寿命化・耐震化対策等の取り組みを行っている。（県）
- 町道の整備と適切な維持管理を行っている。
- 町が管理する道路橋81橋のうち耐震補強が必要とされているのは跨線橋の2橋である。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害時における交通網の確保が必要である。
- ◎ 橋梁などの道路施設に関する老朽化対策が必要である。

（２）地下構造物の管理、空洞化対策（現状分析）

- 舗装路面下の空洞化対策（調査）を推進している。

【今後の検討課題】

- ◎ 道路の適正管理による道路環境の維持が必要である。
- ◎ 路面陥没の早期発見と速やかな補修等の実施が必要である。

（３）街路樹の適切な整備、更新と維持管理（現状分析）

- 老朽化や生育不良等による倒木等の危険がある街路樹の計画的な更新、撤去及び適正な維持管理を行っている。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害時における交通網の確保が必要である。

【5-5-1】交通ネットワークの整備【施策プログラム】

（１）幹線道路の整備

- 未整備区域等の整備に向けた取組みを推進する。

推進計画・KPI	三春町長期計画
----------	---------

（２）地域公共交通体系の再構築

- 交通事業者等と連携しながら、利用ニーズを踏まえた、効率的かつ利便性の高い公共交通体系を構築する。
- 災害時における交通事業者等と連携した体制を整備する。

推進計画・KPI	三春町長期計画、三春町地域公共交通計画
----------	---------------------

【5-5-2】道路施設の防災対策等【施策プログラム】

（１）道路施設の防災対策

- 災害に強い交通網を構築するため、関係機関との連携を図りながら、緊急輸送道路に架かる橋梁の橋脚補強や落橋防止対策など、道路施設の計画的な整備を推進する。
- 道路の利用状況や重要性等を踏まえ、計画的に道路の維持管理に努めていく。
- 三春町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な橋梁の耐震化に取り組んでいく。
- 耐震補強については、鉄道会社等の関係機関と協議を進めていく。

推進計画・KPI	三春町長期計画、橋梁長寿命化修繕計画
----------	--------------------

（２）地下構造物の管理、空洞化対策

- 主要な道路については、日常的に道路パトロールを実施し、計画的かつ効率的な補修を行い、舗装の延命化やコストの縮減を図る。
- 道路パトロールの実施や町民などからの情報提供による路面陥没の早期発見と発見後の速やかな補修等の体制を整備する。

推進計画・KPI	三春町長期計画
----------	---------

（３）街路樹の適切な整備、更新と維持管理

- 災害時における倒木による道路の閉塞を防ぐため、街路樹の適切な整備、更新と維持管理を推進する。

推進計画・KPI	三春町長期計画
----------	---------

6 迅速な復旧・復興等

6－1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【6-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備【脆弱性評価】

（1）災害廃棄物の処理体制の整備（現状分析）

○ 国の災害廃棄物対策指針

地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え、発災直後からの応急対策、復旧・復興対策を実施する際に参考となる事項を取りまとめた指針が策定されている。

○ 町の災害廃棄物処理計画

地域防災計画の資料編として簡易な計画はあるものの、通常の収集運搬・処理業務のほか、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うため、処理体制をより具体化した災害廃棄物処理計画の策定が必要となっている。

【今後の検討課題】

- ◎ 処理体制をより具体化した町災害廃棄物処理計画の策定に努めるとともに、環境の変化等に応じて計画を適宜見直す必要がある。
- ◎ 仮置場候補地を選定し、処理方法の確立が必要である。



【6-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備【施策プログラム】

（１）災害廃棄物の処理体制の整備

- 大規模自然災害の発生を想定した災害廃棄物の処理体制を整備する。
- 地区ごとに仮置場を選定し、災害廃棄物の処理方法を決定する。

推進計画・KPI	災害廃棄物処理基本計画
----------	-------------

6 迅速な復旧・復興等

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【6-2-1】災害対応に不可欠な建設業との連携【脆弱性評価】

（１）建設業者の技術力向上（現状分析）

- 災害応急対策等に関する協定を締結している。
- 災害時における電気設備等の復旧に関する協定している。

【今後の検討課題】

- ◎ 迅速な復旧・復興の担い手となる建設業者における技術力のさらなる向上が必要である。
- ◎ 各種応援協定の締結など、平時における建設業者との連携体制の整備が必要である。

【6-2-2】行政職員等の活用促進【脆弱性評価】

（１）他団体技術職員による応援体制（現状分析）

- 広域応援に関する自治体間相互の協定を締結している。
災害時における相互応援協定（近隣市町村・岩手県一関市・愛知県尾張旭市・愛知県愛西市）

【今後の検討課題】

- ◎ 大規模自然災害時における人材不足を補うため、自治体間の相互応援体制が必要である。

（２）災害時におけるボランティアの活用体制の整備（現状分析）

- 災害ボランティアの受入れ体制を構築している。
- 資機材の備蓄や研修・訓練等の実施が必要である。

【今後の検討課題】

- ◎ 災害時に社会福祉協議会と連携して設置する災害ボランティア受付や活用体制を円滑に進める必要がある。

（３）民間企業等との連携体制の整備（現状分析）

- 民間企業等との資機材の提供等に関する各種協定の締結を推進している。

【今後の検討課題】

- ◎ 民間企業等の技術等を活用した復旧・復興体制の整備が必要である。



【6-2-1】災害対応に不可欠な建設業との連携【施策プログラム】

（１）建設業者の技術力向上

- インフラ施設を適切に維持し、大規模自然災害時における迅速な復旧・復興を進めるため、建設業者の技術力向上の取組みに対する支援を実施する。
- 建設業者との各種応援協定の締結や協定に基づく訓練等の実施により、大規模自然災害時における町所管施設等の迅速な復旧体制を整備する。

推進計画・KPI	災害廃棄物処理基本計画
----------	-------------

【6-2-2】行政職員等の活用促進【施策プログラム】

（１）他団体技術職員による応援体制

- 災害時における職員派遣による相互応援体制を確保するとともに、被災時における受援体制の整備に向けた取組みを推進する。
- こおりやま広域連携中枢都市圏災害時等の対口支援に係る体制の整備を進める。

（２）災害時におけるボランティアの活用体制の整備

- 災害時における被災者支援のボランティア活動は、被災地の復興支援に重要な役割を果たしており、ボランティア活動の効果的・効率的な運用を図るため、社会福祉協議会との連携によるボランティアの活用を推進をする。

（３）民間企業等との連携体制の整備

- 大規模自然災害からの迅速な復旧・復興を図るため、民間企業等の持つ人材や技術、資機材等の活用に向けた連携体制を整備する。

6 迅速な復旧・復興等

6－3 貴重な歴史・文化財や環境的資産の喪失

【6-3-1】歴史・文化・伝統の保存【脆弱性評価】

（1）歴史・文化・伝統の保存（現状分析）

- 歴史・文化・伝統芸能については、地域ごと・町全体として長年継承されてきたものであり、今後も保存や後世へ継承する必要がある。
- 個性豊かなまちづくりに活用することも求められる。

【今後の検討課題】

- ◎ 文化財の魅力を後世に残すため保護保全に努め、災害等での地元のコミュニティの崩壊により衰退しない強化体制が必要である。
- ◎ 建築物等については、耐震補強等を施す必要がある。

【6-3-1】歴史・文化・伝統の保存【施策プログラム】

（１）歴史・文化・伝統の保存

- 災害時にコミュニティがまとまって、行動できるための防災力を向上できるような体制を整備する。
- 地域固有の価値を有する貴重な文化財を、確実に保存し後世へ継承するとともに、個性豊かなまちづくりに活用するため、利用者の安全や防災面に配慮して、環境整備を進める。

推進計画・KPI

文化財調査、保護事業、歴史民俗資料館企画展示事業
伝統芸能継承団体の支援

第6章 計画の推進管理

1 計画推進にあたっての留意事項

(1) 町民や企業との連携

大規模自然災害における対応は、行政による取組みだけではなく、自身や家族を守る「自助」や、地域・企業における「共助」の取組みが重要な役割を果たすことから、町の強靱化にあたっては、町民、企業との連携と協働により本計画を推進する。

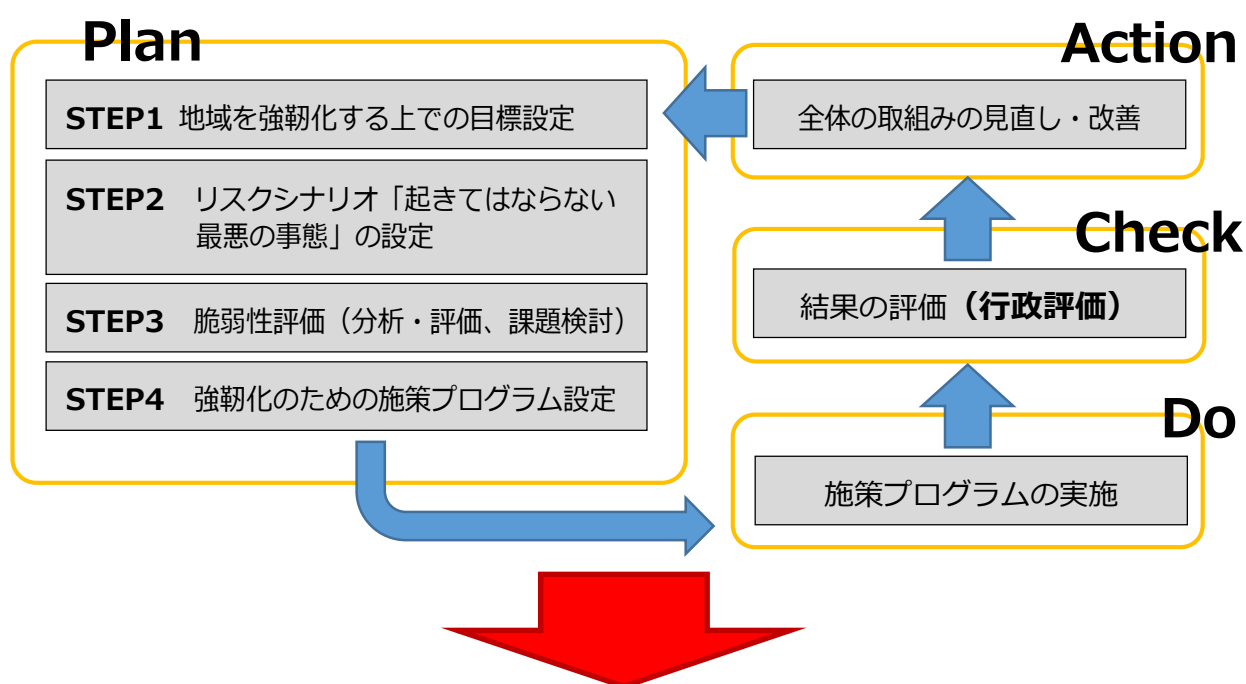
(2) 地域間の連携

大規模自然災害における住民の避難、物資の供給、救急救援活動などの被災地支援を迅速かつ円滑に行うためには、他の地域との連携が不可欠であり、地域間における連携体制の構築や、それを支える交通ネットワークの整備・維持など、ハード及びソフト施策の両面から対策を講じるものとする。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理を行うなかで、社会情勢の大きな変化や考慮すべき自然災害リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合に随時見直しを行い、本計画に反映させていくものとする。

【計画の進行管理】



国土強靱化計画基本目標の達成

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 行政及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 住民の財産及び公共施設に係る被害を最小化にすること
4. 迅速な復旧・復興を図ること

三春町国土強靱化地域計画

- 事務局：三春町総務課 自治防災グループ
- 〒963-7759 福島県田村郡三春町字大町 1 番地の 2
TEL : 0247-62-1114 FAX : 0247-61-1110
E-mail : jichibousai@town.miharu.fukushima.jp

～ 三春町国土強靱化地域計画基本目標 ～

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 行政及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 住民の財産及び公共施設に係る被害を最小化にすること
4. 迅速な復旧・復興を図ること

